

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和 6 年

第 2 回東栄町議会定例会 会議録

(第 2 日)

令和 6 年 6 月 7 日 (金)

令和6年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年6月7日（金） 開議 午前10時00分
散会 午後 2時32分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤寿基

令和6年第2回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

日程第1 一般質問

- (1) 1番 岡田 浩 二
- (2) 2番 佐々木 一 也
- (3) 6番 西 谷 賢 治
- (4) 3番 浅尾 も と 子
- (5) 4番 櫻 井 孝 憲

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます。出席議員は8名です。日程第1、一般質問を行います。今回の一般質問の通告は議事日程の通り5名です。質問は答弁を含め50分以内で行います。質問者、答弁者ともに質問時間を守ってください。質問者は最初に一括質疑方式または一問一答方式のどちらの方法で質疑を行うか述べてください。答弁者は始めに発言台で行い、その後の再質問に対する回答は自席で行ってください。なお会議規則では、一般質問は町の一般事務について質すとされています。また、発言は全て簡明にするものとされています。質問者、答弁者ともに、会議規則に沿って発言されるようお願いいたします。なお、それぞれの議員の一般質問の前に事務局の準備のため少し時間をとりますので、事前にご了解をお願いいたします。

----- 1番 岡田浩二 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは1番、岡田浩二議員の質問を許します。
岡田議員。

1番（岡田浩二君）

1番、岡田浩二です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。質問に入る前に、昨年6月議会は議員として1年生であり緊張の中でこの場に立たせていただいたことを思い出しました。あのときは大雨による災害復旧の真ただ中であり、未だ不自由な生活をされている方の復旧を願うばかりでもあります。また、迅速な災害復旧に尽力いただいた各方面の方々には感謝を申し上げます。

ます。それでは質問に入ります。先般4月25日付の新聞各紙に744自治体に消滅可能性という記事が一面を飾りました。愛知県においては、7市町村が消滅可能性があると指摘をされております。その中に我が東栄町が入っております。今から10年前、2014年になりますが、将来の人口推計分析による20代、それから30代の女性の人口に着目をし、この層が2040年までに半数以下になる自治体を抽出し、この結果、全国の896自治体を消滅可能性自治体と呼び、人口消滅が加速し、最終的には消滅する可能性があるという警鐘を鳴らしました。その時点では、東栄町は消滅可能性自治体に入っていなかった。この論文は増田レポートと呼ばれ、当時大きな話題を呼んだことを私は覚えております。今回の744自治体という数字は、10年前のレポートにある消滅可能性自治体896団体に比べれば減っておりますが、近隣の新城市、設楽町、東栄町、豊根村の奥三河の全ての自治体はこの消滅可能性自治体リストに加えられました。あくまで消滅は人口減少が進むと自治体運営が立ち行かなくなる状況を示すものであります。ここでお伺いをいたします。人口減少の波が押し寄せる中、地域社会をどう維持していくのか、現実を冷静に見つめ対策を講じなければならないと思います。町長はどのように対策を講じるのかをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

町長。

町長（村上孝治君）

それではただいまの質問に回答をさせていただきたいと思います。質問の中重複するところがあるかもしれませんがご了承ください。まずご質問いただきました896の自治体が消滅する可能性があるとおっしゃられました。2014年、平成26年のことだったという記憶をしております。当然今お話がありましたように東栄町も含まれておりますし、全国の自治体に衝撃を与えたことを覚えております。その内容は先ほど言われた通り、20代から30代の女性の人口、この層がですね、2040年度までに半数以下になる自治体を抽出して、その結果が896の自治体が消滅可能性都市と呼びまして人口減少が加速し、最終的に消滅する可能性があるという警鐘を鳴らしたということであります。それから10年、民間有志で作ります人口戦略会議において4月24日に公表されました地域の持続可能性を分析した報告書で自治体の消滅危機が続く現状を公表されました。消滅可能性自体は744自治体。愛知県においては、当時を含む7市町村でありました。人口減少対策は当然必要だというふうに思いますが、ただ若い女性の定着や出生率だけでは地域の力は当然示せないというふうに思います。地域作りの視点は当然多様でありますし、いわゆる関係人口や、最近制度化もされております2地域居住も含めて、地域力や民力を示す新たな物差しが必要ではないかというふうに思っています。消滅という言葉を使った推計が地域作りに繋がっていけばいいわけでありますが、ただこの公表がありましてもう駄目だというような意気消沈したり、特に都市部から投資しても意味がないと言われかねない、過疎地域の

存在意義を都市の人とも共有していくような方向性は必要ではないかというふうに思っています。特にこの増田レポートが当時発表されたときは、私が町長に1期目就任するその前の年でありました。私が就任をさせていただいた後に、1期目でありましたが、町長の総合計画、第6次の総合計画の策定の時期でもございましたが、当然その基本は、町作りの主役は町民であるという認識のもとで、対話による町民参加のまち作りを職員とともに進めて参りました。今もそうですが、10年の経過が終わっておりませんが、職員とともに進めておるところでございます。1期目におきましては町民の声町政ということで意見募集をさせていただいたり、町長室の開放、それから各地区でおいでん家を開設しまして、そこでの対話など多くの皆様にご意見をいただいたところでございます。そうした取り組みによりまして10年間のまち作りの指針であります第6次の町総合計画、それから国にもありましたように「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を町民の皆様にもご参加をいただいて策定ができました。また、当然東栄町まちづくり基本条例も皆さんに参加をいただいて一緒に作り上げてまいりました。私を含めた職員とともにこれに基づいて取り組んできたところでございます。特に町の姿については総合戦略において2040年の想定人口を2,300人としております。そして小さな拠点作りによりまして人口が減少しても使いやすいまちを目指し、日常生活に必要な機能サービスの集約確保、そして周辺集落との交通ネットワークの確保、さらには各集落住民による地域デザイン、いわゆる集落カルテを構築するということも進めておりました。また、必要とする水道はじめインフラの整備をしっかりと進めていくこととしておるところでございます。現在保育、教育、施設いわゆる商店、役場、経済団体、金融機関などは、いわゆる中心地にあります。新診療所も、保健福祉センター、子育て支援センターなど暮らしに必要な施設や機能が集約をされております。中心地にバスを乗り入れ、ついでに買い物や町歩きができるような仕組みを作ってまいります。地区全体をバスの乗降の利便性と組み合わせた、いわゆる町中ターミナルとしてどこからでも利用しやすくしていく。そして人が滞在して消費する場所、まちなかターミナルの形成を目指して進めておるところであります。また、行政サービスを効率的に提供するためには、機能の集約は避けられないというふうに思っています。今後は広域連携の推進がさらに必要であると思っていますし、人口もまだまだ減少傾向にあります。小規模な市町村はもはや単独で、いわゆる上下水道をはじめとした運営並びにインフラを更新するのは非常に難しく、国の制度もある新城市を中心とした、いわゆる定住自立圏などの行政機能の集約化は当然検討していきたいというふうに考えております。今年度愛知縣市町村人口問題対策検討会議が県主導で発足をしたところでございます。しっかりこれにおいても取り組んでまいりたいというふうに思っています。最後になりますが今後まだ人口減少が続くことが予想されます。地域産業の衰退、医療介護、担い手後継者、重層的に課題が重なっています。言うまでもなく、行政だけではなく町民挙げて取り組むことが必要であると思っています。こうした厳しい現状にしっかりと向き合いながら人口減少の進む過疎の進む町であっても、いわゆる内外から人が集い賑わうまちを目指してまいりたいと思いますので、議員各位におかれましても、何卒ご理解の上ご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

3 番（岡田浩二君）

ありがとうございました。スモールタウン構想であるのかなということも理解をさせていただきました。今後において具体的な策を持ってやるとのことであり私個人としては、多少なりとも安心をいたしました。人口問題は国を含めどこの自治体でもそうでありましたが、この 10 年間、どうも形ができてこなかったかなというふうにそんな印象を持っております。これからの 10 年何もしないで無策でいると、極端なことを言えば、東栄町は 2,000 人を切るようになる。そのようにも感じます。その段階になってからでは非常に対策をとるのが苦しくなると想像します。私は今から 8 年前だったと思うんですけど、896 自治体を消滅可能性都市と呼んだ増田東大大学院教授がちょうど豊橋に見えて人口問題等について講演し、その講演を聞かさしてもらった 1 人でもあります。そのときにほとんど豊橋方面の人ばかりだったんですけど、私東栄から行って、東栄町はどう今後生きていけばいいのかなというようなことを先生に質問したというのはちょっと覚えておるんですけど、そのとき伺ってすごいなと思ったことは、先生はこの東栄町という土地のことを知っておったというか知識の一端にあったということでもあります。増田先生曰く、地方の自治体が今後生き残るのは、その地域力にあるんだということをおっしゃられた。そして地域力とは、その人間力に情報力を掛け合わせたものとおっしゃられたかなと。すみません、書き留めたものがなくて、ちょっと定かではないけど、そういうことをおっしゃられたことを覚えております。人間力と情報力っていうのは、大変どちらも大事なことであるのかなと。たまたま今年の 2 月の NHK のおはよう日本で先生がこれからの 10 年、このときもやはり人口問題に対するテレビのおはよう日本でこれを題材にしてやったんですけど、それを見ていて、これからの 10 年というのがいろいろな問題に取り組んでいく最後のチャンスですよということを説いておられました。そこですみません、もう一つ伺いたいんですけど、先ほども申されましたけど、まちづくり基本条例に幸せを実感できるまちを目指すというあり、協働によるまち作りを推進するとしております。現状、誰もが方向は同じであります。人口減少はある程度仕方のないことです。消滅可能性自治体とならぬよう、行政と住民が一体となる。協働によるまち作りを推進するための具体的な考えがありましたらそのことについて伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

お答えをさせていただきます。まず第 6 次総合計画等にもありますように、協働のまち作りの基本目標にあるように、様々な地域課題や多様化する公共サービスに対応するため

には当然先ほどもお答えさせていただいた通り、まち作りの主役は住民という考えのもとに、住民同士の助け合いや支え合い、そして町民等によるボランティア活動の促進、それから地域のまち作り活動の促進を図りながら、当然住民と行政の協働のまち作りを目指していくという方向をここにも書かせていただきましたし、そういう方向で取り組みを進めさせていただいておるところであります。特にまち作りの参加者ができることや得意なことはそれぞれ異なります。その異なる力を集めて、みんなで町を良くしようという共通の目標に向かって対等な立場で助け合うことが必要であるというふうに考えております。これは先ほど岡田議員もおっしゃられた通りだというふうに思っています。まず基本的なこととして、個人でできることは個人でと。そして個人でできないときは、家庭等を含めて、家庭ができないときは地域等で、そしてそれでもできないときは行政と。このような考え方に基づくものだというふうに思っています。こういった状況の中で、今までも東栄町としてはこの条例、先ほど言いましたように計画も含め、それから総合ビジョン、人口ビジョンもそうですし、その計画の中で基本条例もそうですが、そういう状況の中で今までまち作りの座談会等を含めて、いろんな取り組みをしてまいりました。まだまだそういう状況の中で、行政区6区ありますが、6区でそれぞれお願いをするということで、コミュニティの助成金についても、ある意味全体の予算額をまとめて区へお渡しし、その中で考えていただくという状況を作らせていただいたことも事実であります。そういったことも含めて、やはり協働のまちづくりについては、行政だけではできないものというふうに思っていますし、特にNPOを含めた団体、行政がお互いの立場をも認め合って尊重しながら対等の立場で協力して、お互いができることを担い、支え合う相互扶助の精神が大切な要素だというふうに思っております。今後は町民が町の事業に参加すれば、協働ということだけではなく、NPOを含めたそれぞれの諸団体の自主性や自発性によりまして、行政とともに公共サービスを担う対等のパートナーであることも前提として、いわゆる行政依存型社会から町民自立型の社会への移行が必要だというふうに考えています。まだまだ行政で当然やることもあるわけですが、今後とも区を中心にして、それぞれの地域のことはその地域でまずは考えていただくというスタンスをとりながら、行政も中心になってその地域ごとのまち作りに、しっかり一緒になって取り組んでいくことを進めてまいりたいと思います。それからくどうようで申し訳ないですが、やはり人口が減少し、私どもの地域の財政力の規模を含めて1つの地域、自治体がやれることは限られてきたというふうに思っています。したがって、そういうところのものも含めて、役場職員はそうですが、住民もしかり、そしてなおかつ関係していく関係人口も含めて、我々の地域を応援していただく人を1人でも2人でも増やしていきたいというふうに考えておりますので、回答になったかどうかわかりませんが、そういう方向で進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

3 番（岡田浩二君）

東栄町で、各方面で活躍されるNPO法人は多数ございます。その方々への勇気をいただける、与えた発言であったのかなと。かなり力強い発言をいただき町民はこれらの発言を待っておったのかなというふうにも思います。そして、町を盛り上げてくれる人は大勢いらっしゃると思います。行政と住民が一体となって、言葉はちょっといろいろありますが、楽しみながら元気な過疎を目指すんだと。人口減少を自分ごととして受け止めて、一緒にこの東栄町のあり方について真剣に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。次にいきます。次に、人口減少社会の中で問題となるのが人材確保であります。どの業界も人手不足に苦勞をしております。役場職員も同様であります。離職防止と人材確保の面から課の再編をし、手立てを打ったことは承知しておりますが、これでは抜本的な問題解決にはなっていないようにも思います。そこで人材確保についてお伺いをいたします。職員の疲弊感やストレスが町政に達する前に策をとりたいものであります。一案として、愛知県の職員の出向者の増員をお願いする。それから二案として、東三河広域連合に新たな派遣職員制度を提案したらどうかということであります。広域連合には東三河は1つの理念がございます。これに沿う人事交流となると考えます。これら2つのその可能性についてお伺いします。

議長（加藤彰男君）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それではお答えをさせていただきます。本町におきましては、職員の年齢構成に偏り等があり、係長級および管理職を担当する職員の確保は困難となっておる他、様々な理由より途中で退職する職員も毎年いることも事実であります。一方新規採用につきましては、役場職員を希望する人の数は減少しており、今年度の一般事務職の採用は1名のみとなっており、職員の配置には大変苦慮している状態であります。また、新たなニーズ等に対応するために専門的な知識を有する職員を育成する必要がありますが、職員数が少ない中ではこれも困難になっております。愛知県職員の派遣については、愛知県職員派遣要綱に基づいて、近年は毎年1名の派遣をいただいているところでありますが、あわせて福祉、土木、情報分野等における職員の派遣も要望しているところであります。東三河広域連合との人事交流については、現在本庁の職員が1名、任期2年で介護保険課に出向しておりますが、連合そのものも豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市および田原市の東三河5市と北設3町村からの職員派遣によって成り立っている組織であるということから、連合からの派遣を望むのは現状では難しいと考えておりますが、各市との人事交流などは可能性としてないわけではないと考えられます。現在簡易水道事業において豊橋市の水道技術者派遣事業を行っており、昨年度は水道施設の点検管路、管理、経営管理、水質管理および設備管理等の技術指導を実施していただいているところであります。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

3 番（岡田浩二君）

現状を理解をさせていただきました。できる限り複数の派遣等ができれば、それを要望していただければ大変ありがたいなというふうに私自身は思っております。今の若い方たちの気質も変わってきました。少子化の中で大切に育てられ、打たれ強くない、心の病にもなりやすい傾向があるのは私も人事管理をずっとやってまいりましたので経験上知っております。これからは真剣に役所の魅力をPRし、受験者を呼び込み、その後採用した人を大切に育てていく。そういった体制を構築していただきたいと思います。私も広域連合議会の議員として仕事をさせていただいておりますので、これからの現状を他の市町村の方にも理解をいただけるよう働きかけを今後においてしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。次にいきます。認知症基本法であります。今年1月1日認知症基本法が施行されました。基本法の目的は、認知症になっても希望を持てる社会の基盤を作ることとされています。こんな折、昨年、中学1年生の私の祖母という作文に触れる機会がございました。その内容は、おばあちゃん探してくる、これは30分に1回母が言う言葉だ、の書き出しで始まる作文でありました。雨の日も雪の日も台風であっても散歩に行き、綺麗な家が散らかるようになり、約束事も忘れてしまうようになったおばあさんを家族全員でサポートしようと決めるまでの家族の心の葛藤が綴られておりました。そしてその作文の最後に、ご近所の人たちも祖母のことを温かく見守ってくれている。畑仕事をしながら仕事をしながら今までと同じように話をしてくれる方、祖母の好きな時間に好きなものを買わせてくれるお店の方、今までと同じように接してくれるのが一番嬉しいと母が言っていた。祖母を見守ってくれる人たちに感謝しながら家族で乗り越えていきたいと結ばれておりました。祖母の思いとその家族と地域の思いやりが形になった先例となるものと私は感じました。大変感動をいたしました。そこで認知症基本法の成立がもたらす影響や期待についてお伺いをいたします。認知症基本法の理念に基づいて認知症に対する施策を計画し実行することが求められています。認知症高齢者のための施策の現状をお伺いします。そして、この作文に対する感想もあわせてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

認知症高齢者のための施策につきましては、東三河広域連合の第9期介護保険の事業計画におきまして、認知症施策の推進が基本政策の1つとしてうたわれております。福祉課では、認知症予防対策として、地域包括ケア推進計画に基づき、周知啓発人材育成、予防、社会参加、介護者支援、早期発見早期対応、相談窓口、権利擁護の7本の柱に沿って

様々な施策を展開しております。今年度力を入れていきます施策としまして、愛知県からの委託を受けました生活面からの認知症発症リスクを把握するプラチナ長寿健診を展開していきます。検診と並行して、認知症予防体操として効果のあるコグニサイズやVRを使った新しい啓発講座にも取り組みます。各地区での実施を予定しておりますので、住民の皆さんにも広く参加を呼びかけていきたいと考えております。また医療介護等関係機関とも連携し認知症の有無に関わらず、同じ社会でともに生きることができるよう、予防周知啓発活動など各施策を進めていきたいと思っております。また、ご紹介のありました作文につきましては私も読ませていただきました。特に作文の最後には見守ってくれる人たちに感謝しながらと書かれておりまして、周りの方が認知症を理解してくれることによって認知症の人が安心して暮らすことができるんだと感じました。私も他のご家族の方から最近物忘れが、身の回りのことができなくなった、など話を聞くこともあり、情報の提供があればお聞きした上で対応するようにしております。町としまして、小学生向け大人向けの認知症サポーター養成講座による認知症への理解や、認知うつ予防教室、認知症家族交流会など、多くの方が認知症の理解、関係する家族の負担軽減など認知症各種施策を展開してまいります。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

3 番（岡田浩二君）

今の回答にプラチナ長寿健診の展開とか、認知症予防体操など新たな啓発活動を実施するとのことで、今回新たな施策を盛り込むということで、認知症施策においてはまた新たに安心のことが増えたのかなということを私としては感じました。新たな啓発活動を実施していくんだという前向きな取り組みにこれまた安心をいたしました。今回の補正予算に計上された内容でもあり、私はそんなふうに理解をしましたが、そういうことなんですよ。わかりました。誰もが地域における生活から排除されないまち作りをしていきたいものであります。私はちょっと作文のことを言わせてもらおうと、作文を美談とするものではありません。家族のケアも限界に近づいたときに行政や地域がいかにか支えていくかが大変重要になります。これからの共生社会の実現に尽力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。よく言われるクオリティオブライフだけでなく、これからはクオリティオブデス。ちょっと言葉が恐ろしいというか、死ですね。死を見つめることが問われる時代になったのかなと思っておりますのでよろしくお願いします。次に教育委員会にもお伺いしたいと思います。認知症基本法の基本理念に学校などで理解を推進させることがうたわれております。当時中学1年生でありながら、認知症に対し正しい理解をし、地域の方にも正しい理解と思いやりを示して、認知症になっても安心して暮らすことのできる共生社会をつくることに繋がっております。東栄町教育方針の中に、家庭、地域による連携教育の項目がございます。私にはこのことが、形になりつつあるのかなというふうに

考えました。今後の学校教育にいかに取り組むかをお伺いをいたします。また作文に対する感想も併せて伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

教育長。

教育長（佐々木尚也君）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の第3条基本理念の7、教育地域作り、雇用保険、医療、福祉、その他の各関連分野における総合的な取り組みとして行われることに関わって学校教育における対応についてのお尋ねでございました。基本的人権の尊重は、学校教育における重要な指導内容であり、小学校中学校ともに、あらゆる場面でその精神を寛容するとともに、毎年12月第1週の人権週間には、重点的な指導も行っているところでございます。人権問題は、ジェンダー、高齢者、障害のある方、同和問題、病気、人種をはじめ、非常にたくさんの課題があって、指導にもより多くの時間と労力が必要で、先生方には研修にも多数取り組んでいただきながら進めていただいているところというのが現状でございます。その中で、高齢者が半数を占める東栄町においては、認知症のご家族がいる児童生徒の割合、それから地域近所に認知症の方がいらっしゃる割合も高くなっておりまして、この課題に直面する子供も比率として多くなっていると考えております。こうした状況の中で、平成27年度より福祉課と学校が連携し、小学校4年生と中学生を対象とした認知症サポーター養成講座が毎年開催されてきております。議員がご指摘をいただいた作文は、人権を課題にしたコンクールに応募した作品で、北設楽郡の優れた作文を掲載する詩文集、設楽の子にも掲載をされたものであります。この作文を書くことを通して作者は家族を見つめ悲しさと向き合い認知症について学びを深めております。さらに、関わってくれる近所の方や知人の様子から、どう対応することが認知症の方本人にも自分にも嬉しいことかを述べており、読むものとともに深く考えさせられる優れた作文であると受け止めております。この作文に述べられた地域の方の接し方、周りの方の接し方はお互いの違いを認め、困ったときはお互い様と利害を超えて自然に助け合う東栄町の風土に培われたもので、これからも大切にし、子供たちにも伝えていかななくてはならない姿だと考えております。この4月からは、コミュニティスクールの地域学校協働本部も開設をいたしました。今後はこうした仕組みも活用して、福祉課だけでなく多様ないろいろな組織と連携しながら、認知症も含めた人権意識の寛容、その取り組みについての態度を育ててまいりたいと考えております。以上です。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

3番（岡田浩二君）

ありがとうございました。一般質問でありながら、お二方に作文の感想まで伺いました。お二方認識はかなり同じところにはございますけど、感想については素直に感謝を申し上げます。ありがとうございました。私最近、高齢の方と話をする機会が大変多くなってきました。このとき、これからの高齢社会を生きるには、教養と教育が大事なんだということを話しているんですね。佐々木教育長に、教養と教育とは何だったというふうに問えば丁寧に教えていただけたとは思いますがやめときます。私が言う教養とはですね、今日用事がある、今日用。教育とは、今日行くところがあるんだと。そう常に町に出て話をしております。これが認知症予防にはとても大事なんです。1人になっても引きこもることなく、地域に出てくるんだという、そういうことであります。このことは、実は長寿医療センターが推奨するですね、フレイル予防策の中に、この言葉は出ておりませんけど、要約するとこんな感じかなということで、これからのフレイル予防に教養と教育は大事なんだと。字が多少違いますけど、ぜひぜひ例えばこれから地域に出て、お年寄りに出会ったときにそのような話をしていただければありがたいなと思います。人口問題は単に地方自治体の問題にとどまらず、医療介護、人材育成、農業林業など様々な分野に影響を与えるものだということがより鮮明になりました。これからの人口減少社会を決して悲観することなく、楽観的に元気な過疎を目指してみんなで協力し合いまち作りを進めていきたいものであります。以上で質問を終わります。

議長（加藤彰男君）

ありがとうございました。以上で一番、岡田浩二議員の質問を終わります。

----- 2 番 佐々木一也 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは再開いたします。先ほど冒頭のところで私の方から答弁者の発言方法につきまして述べましたが、答弁者ははじめに発言台で行いその後、再質問に対する回答自席で行ってくださいということですね。その部分を訂正させていただきます。よろしく願いいたします。それでは2番、佐々木一也議員の質問を許します。

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

2 番、佐々木一也です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。私は今回大きく分けて2つのことについて質問をさせていただきます。1 点目ですが、災害対応のための訓練などの取り組みについてです。大規模な地震をはじめ、局地的な大雨や洪水など日本各地で大きな災害が多く発生をしています。大きな災害が発生した場合に町が行う主なことには、例えば災害対応の体制の確保、情報の収集やその発信、避難の対策、避難所における生活環境の確保、応援の受け入れ体制の確保、

ボランティアとの連携、生活再建支援そして災害廃棄物の対策など様々なことがあります。このような様々なことに対応するため、災害の発生前、発生中、発生後などに分けてどのようなことをするべきかをまとめた資料に東栄町地域防災計画や東栄町災害対策行動要領、初動マニュアルなどがあります。この各種計画に関係して昨年の6月に一般質問をしたことについて伺いたいのですが、このときの質問では東栄町地域防災計画などを用いて実際に具体的な行動がとれるかどうかを検証し、必要な修正を加え、使える計画にする必要があると思うかどうかとの質問に対し、東栄町地域防災計画を基盤とし、具体的な行動要領、各種計画を実践できるように訓練検証していくことが、大規模災害に対応するために大切であると考えているというような答弁だったと思いますが、その後の訓練への取り組みや検証状況について伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

お答えをさせていただきます。前提といたしまして災害時の町職員における行動要領には東栄町災害対策行動要領、いわゆる初動マニュアルがあります。次に計画でいいますと、東栄町業務継続計画、東栄町受援計画があります。これらの計画を実践できるよう、防災訓練等で検証していくことが大切であると以前の一般質問で回答をさせていただきました。まず訓練への取り組み状況ですけれども、昨年の町防災訓練実施状況をもとに回答をさせていただきます。災害想定は役場閉庁時に東栄町内で震度6弱を観測という設定で実施をいたしました。職員は役場に緊急登庁後、東栄町災害対策行動要領初動マニュアルに従い活動を開始いたしました。概要ですけれども、本郷、御殿、下川地区等に在住する職員で構成される緊急防災要員のうち、情報連絡班においてはI P無線機を用いて各地区からの被害状況の収集、総務班においては庁舎内設備の点検確認等に取り組みました。次に各種計画を実践するための第一段階といたしまして、各種計画の理解促進を図るため、愛知県防災安全局の職員に講師を依頼し、業務継続計画受援計画に関する講義を行いました。その後の検証ですが、災害対策本部の事務については、日頃から各課において必要な対策準備等をするようお願いをしているところです。防災対策に終わりはありませんので、引き続き防災訓練等を通じ、使える計画となるよう対応してまいります。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

再質問させてもらいますが、昨年の訓練で情報収集班がI P無線などを使って情報収集、総務班となる方が庁舎内の点検ということでしたが、昨年の訓練へ参加した職員の数

が何人だったか、また情報収集班、総務班以外の職員の方が他にどんなことをしたのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

昨年度の訓練におきまして参加した職員の人数ですけれども、診療所、保育園の職員を除き 69 名のうち、その日業務のあるもの、あと体調不良で欠席した者以外 63 名参加いたしました。各自主防災会との通信訓練の他、3 班にわかれて愛知県職員による業務継続計画、受援計画に関する講和、同じく県職員による土砂災害に関する講和を受講することと、宿直時の緊急放送の確認および、庁舎内のパッケージ型消火設備の使用方法を確認しました。また社会福祉協議会主催のボランティアセンター設置運営訓練にも福祉部の職員が 6 名参加をしております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

訓練の状況説明わかりました。昨年 6 月の一般質問でもう 1 つ質問させてもらっているんですが、大規模災害発生時に各職員がそれぞれの役割を理解し、速やかに行動できるようにするためにどのような取り組みをするべきかという質問に対し、各種要領などを基に想定される事案に対する対応策を発災時から順を追って検討すべきと考えているというような答弁だったと思いますが、その後の取り組み状況、検証状況を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

業務継続計画の非常時優先業務一覧を基に、災害対策本部の各部において対応策の具体的検討をすることが望ましいかと思えますけれども、十分な進捗があるとは言えない状況と承知しております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

少ない人数で業務も多忙なところですので、なかなかいつあるかわからないという災害に時間を取るのが難しい現状があるのがわかりました。先ほどまでの質問に重複する点もあるかもしれないんですが、毎年度、職員への災害に対する訓練や教育など、どのようなことを実施しているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

先ほどの回答と重複する部分がありますけども、昨年度の町防災訓練では、愛知県防災安全局および建設局の職員に講師を依頼し、業務継続計画、受援計画、土砂災害に関する講話を行いました。また、新規採用職員に対しては防災の基礎知識を学ぶための研修を別途実施をしております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

今、質問で訓練や教育の状況だとかをお聞きしましたが、各職員が、災害のときにそれぞれの行動が開始できるように十分な訓練や教育ができているか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

十分とは言えない部分ありますけども、各課通常業務等の兼ね合いも考慮し、訓練や教育の充実に努めてまいりたいと思います。また、実際に起きている、近年増えています風水害の対応をすることでこういった経験の積み重ねも必要だと考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

十分にはできていないということだったんですけど、その前の答弁で新規職員には別に教育しているってことだったので、例えば係長に上がったときだとか課長に上がったときに立場が変わりますのでそういう方たちに向けた研修も入れてもらえるといいのかなと思います。今までの答弁でも出ているかもしれないんですが、このような災害時に行動がで

きるように訓練や教育を実施する上で、この町で職員の中で課題となることはどんなことがあると考えているか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

課題といたしましては職員が少ない上、平常業務もあり、準備実施に要する人手不足が挙げられます。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

今、何点が質問をさせていただきました。町としては少ない人数、そして多忙な業務の隙間を見つけて訓練や教育を実施していただいていると。また実災害ですね。風水害への事前準備などの実働を通じて覚えていっているということで理解をさせていただきました。防災の重要性は、理解していてもなかなか時間は取れない現状にあるということも理解をしました。少し長くなりますが、次の質問のためにお話をさせてください。町の職員などは災害が発生した場合に、災害業務に対応するため何百ページもある地域防災計画をはじめ、初動マニュアルや業務継続計画、受援計画などを思い出しながら活動することになると思います。いざ災害が発生した場合に、少しでもスムーズに活動を開始するためには、普段から反復して訓練や災害の教育をしておく必要があります。そのときに行動するには、やはり反復訓練、予習復習が大切です。私達は子供の頃から様々なことを反復して覚えてきたと思います。例えばラジオ体操、学校の校歌、算数の九九だったり漢字の書き取りもそうだと思います。自動車の運転技術や交通標識も反復して覚えています。災害のことで思い出してみると学校の避難訓練がそうだと思います。反復することで火災や地震のときに押さない、走らない、喋らない、戻らないで避難することや、煙を吸わないように逃げることを覚えていきます。実際にあったことを例に出すと、2011 年、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災ではいつもの避難訓練の際に、津波が来たら高台に一目散で逃げるということを教え、1 人の犠牲者も出さずに助かった学校もあり話題となりました。災害に関連したもっと身近な事例でいうと、消防団のポンプ操法訓練があります。操法大会という大会に向けて反復して訓練をしています、実際の目的は消防用機械器具の取り扱いやその操作方法を反復して覚え火災防御に万全を期すことを目的としています。操法大会に向けた訓練が実際の火災現場で役に立っている、反復訓練の重要性がわかる一番身近な事例ではないでしょうか。訓練というと先ほども言っておられたかと思うんですけど、事前に計画を練ってたくさんの人に参加してもらって、中には失敗しないように実施しないといけないと感じる方もいるかもしれません。しかしそんなことはなく、数

分でも1人だけでも、もちろん失敗から学んでいけばいいと思います。どんな訓練や教育があるか、いくつか例を挙げてみると、東栄町地域防災計画などの計画を課内の皆さんで確認をして思うことなどを話し合う。消火器の設置場所や使い方をみんなで確認する。町が保管する備蓄品、これの取り扱いを確認する。ハザードマップで町の管理する避難所を確認して、そこまでのルート上で想定される危険なことを話し合う。避難所に避難した町民がどのようなものを必要とするか考えてみる。もし今地震が起こったら揺れが収まるまで何をするのか。来客がある場合、何を指示するのか話し合う。そして揺れが収まったら何をするのか。来客者にはどう対応したらいいのか話し合ってみる。出張している際に地震があったらどうしたらいいのか話し合う。災害復旧復興について課内で行うことには何があるのか話し合う。地震の動画を見てどのような危険が潜んでいるのか話し合うなど、災害のいろんな場面や時間の流れに合わせていくつでも考えておくことはありますので、その場面を想定して練習しておく、考えておく、備えておくことが重要です。時間も数分でできる内容もありますので、始業後すぐの5分だけやるとか、毎月1日にやるとか決めて定期的課内行事とすればいいと思います。東栄町地域防災計画をはじめ、各種要綱などがあるだけではよくなくて、使える計画にしないといけないということは以前の答弁から聞いています。少しでも前進するには全くやらないより少しずつでもやっていくことが大切だと思います。長くなりましたが質問をさせていただきます。災害に対する訓練や教育は大規模な訓練計画や、みんなで実施など失敗は許されない。そんなようなことはなく、防災の心得を係内で読んでみるだとか、避難ルートを確認してみるとか、少しの時間や少しの内容でも知識をつけていくことが可能です。全くやらないではなく、少しでもやることから始めていけばいいと考えますが、そのような小さな取り組みなどを始める考えがあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

小さな取り組みから始めることが防災対策を行う上での第一歩であると考えております。町災害対策本部は各課長を部長とし、総務部や建設部等の各部で組織をされております。人員配置も役場事務機構図と多くの部分でリンクしていることから、日頃自分が受け持つ業務の災害時対応を少しずつでも考えて実践していくことが重要であると考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

なかなか、防災のことってというのは起こったときに初めてやることなので、なかなか時間を通常業務の中で割いたりするのが難しいっていうのは十分理解をしています。ただ、きたときには率先して動いていくのが町だったり各区になってくと思うので少しでもやっていってもらいたいなと思います。今回、他の課の課長さん方も見えていますのでぜひ、各課でできることをやっていただきたいと思うんですが、もしどんなことをやったらいいかわからない場合は、防災に興味のある職員に聞くとか、職員の中には防災士の資格を持っていたり、防火管理者の資格を持っている方々もいますので、そういう方々に協力してもらって考えると、今ではネットで少し調べれば防災関連のクイズだったり、身近な訓練のやり方を見ることができます。防災訓練や教育を全くやらないではなく、少しでもやることから始めて、防災のことをやっておかないと有事の際に大変なことになることを少しでも多くの職員に理解していただいて、訓練参加や訓練内容の検討、こういうものにも積極的に参加してもらえそうなそんな組織が作れるようにしていただきたいということを申し添えて次の大きな2つ目の質問に移ります。2つ目の質問ですが、空き家の対策についてです。空き家の問題は何もこの町に限ったことではなく、人口減少に伴い全国的に増加している問題です。前回の一般質問で他の議員が空き家関連の質問をしていましたが、その中の答弁で町内の空き家は、平成30年のときの調査で354件。その後空き家バンクを利用して入居があった空き家が90件とのことだったと思います。空き家バンクなどを活用して空き家が生かされることは大変喜ばしいことですし、大いに進めていただきたい事業ですが、立地条件や建物の状況などによっては空き家バンクなどに登録ができない、賃貸や売買ができない、生かすことができない空き家もあります。この生かすことができない空き家の中で、所有者による管理がされていない空き家、言い方はあまりよくないんですが、放置された空き家は、家の傷みが進み地震や台風などにより倒壊してしまう可能性があったり、ネズミなどの小動物や害虫などのすみかになったり、老朽化による破損や雑草や雑木の成長による景観の悪化、不法侵入による周辺地域の治安の悪化など周囲に様々な悪影響を及ぼす可能性があります。以上のような空き家全般の対策のために平成26年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、そして令和5年12月に一部が改正され施行されました。この令和5年12月の改正は空き家などの活用の拡充、管理の確保、特定空き家等の除却等の3本柱で総合的に対策を強化することとしました。この対策の強化により、空き家等管理活用支援法人というものの制度が創設されました。この空き家等管理活用支援法人は民間法人が公的な立場から活動しやすい環境を整備して空き家などの対策に取り組む町の補完的な役割を果たしていくことを狙ってできた制度で、その業務としては所有者や空き家活用希望者への相談や情報提供、所有者からの委託に基づく空き家の活用や管理、町からの委託に基づく所有者などの探索などがあります。そこで質問したいのですが、この制度を活用すれば職員不足などにより空き家の所有者への働きかけが十分にできていない現状を打開するきっかけができ、空き家が周囲に悪影響を及ぼすような状態になってしまう前に行動が起こすことができるかなと思います。が、この制度の活用を考えているか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

現時点では活用の予定はありませんけども、うまく機能すれば有用な制度であると考えております。ただ、町としても要綱の整備や空き家情報の集約整理をする必要がありますし、またどの範囲の業務を担ってもらうかということが効果的か等も含め十分研究する必要がありますと考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

それでは再質問しますが、この空き家等管理活用支援法人の制度を活用したいと法人の方から町へ問いかけてきた場合どのように対応するか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

その法人ができる業務と町が求める業務が合致すれば支援法人として指定し、必要な連携を図っていくこととなるかと思います。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

わかりました。続けます。この令和5年12月の一部改正で管理不全空き家というものも定義がされました。この管理不全空き家とは、適切な管理が行われていないことによってそのまま放置すれば特定空き家という分類に該当する恐れのある空き家のことです。この特定空き家というのは、そのまま放置したら倒壊など著しく保安上危険となる恐れのある状態であったり、適切な管理が行われていないことによって、著しく景観を損なっている状態などがあると認められる空き家のことを特定空き家と言います。この改正によって特定空き家になる前の段階である、この管理不全空き家というものについても、その空き家の所有者などに対して町が指導することができるようになりました。そこで質問しますが、この改正により管理不全空き家が定義がされたわけですが、これに該当する空き家が町内に何件あるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

管理不全空き家の件数は現状把握しておりません。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

まだ把握はされてないということでもわかりました。東栄町は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空き家などの適正管理、空き家の倒壊などの事故や不法侵入などの犯罪を未然に防止し、良好な生活環境の保全などをするという事で、東栄町空き家等適正管理条例というものを制定をしています。この条例の中で、空き家等対策計画の作成などや実施に関する協議を行うために、東栄町空き家等対策協議会というものを設けています。この協議会は、町長、区長会会長、区長会副会長、建設組合連合、宅地建物取引業協会、司法書士会、土地家屋調査士会で構成がされているということをお聞きをしました。その協議会のことを踏まえて再質問しますが、また前回の一般質問で、この協議会で特定空き家のことなどを話をしているという答弁をしていたと思うんですが、この協議会でこの一部改正によってできた管理不全空き家、これについてもその件数だったり、取り扱いなどについて協議していく考えがあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

管理不全空き家として認定する機関といたしましては現状空き家対策協議会のみであると思いますので、認定する必要があれば協議をしていきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

必要があれば認定協議していくことで理解をいたしました。国の施策はこの空き家にしないために、また空き家になっても放置しないためには空き家をそのままにせずには生かすかしまうという行動を取るようには勧めています。生かすっていうのは空き家の改修を行い売買の住宅にしたりカフェなどの店舗として活用したりすることをいいます。そしてしまうとは、例えば空き家を解体して跡地を広場や駐車場、新しい建物の敷地として活用する

ことをいいます。この町では空き家を生かす事業として、空き家に入居する際の片付けやリフォーム、これに対して補助をする、東栄町空き家活用支援補助金があります。この補助金は条件にもよりますが、最大 50 万円まで補助がされて、最近では毎年度 6 から 7 件の利用がある補助金です。人口減少が進むこの町で、空き家を生かす事業を展開することはとても良いことですし、続けてほしいと思いますが、冒頭にも申しましたが立地場所や老朽化の度合いによっては生かすことのできない空き家も中にはあります。生かすことのできる空き家の所有者などは、この補助金を活用して空き家問題を解決することができるんですが、生かすことのできない空き家の所有者などが活用できる補助金というものがなくて不公平に感じます。物価の高騰や廃棄物の再資源化、無害化など処理方法の細分化などによって空き家の解体にかかる費用も値上がりをしています。そこで質問します。管理不全空き家や特定空き家にならないようにこのしまう施策である解体などに必要な費用についても東栄町空き家活用支援補助金と同額程度の補助ができる制度を設けていただけるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

2 番（佐々木一也君）

空き家の解体が進まない要因といたしましては空き家自体の解体費用が高額となることでもありますけども、解体した後に家屋がなくなり更地となることで土地に対して適用されていた固定資産税の住宅用地特例が解除され、特定空き家と同様に固定資産税額が増額するということが挙げられます。このため所有者の立場からすると壊さない方が余分な負担をする必要はないという現状があるため、空き家の放置が進んでしまいます。解体に対する補助があった場合でも、解体費用がかかる上に税額も上がるとなれば、解体に踏み切る所有者は少ないと考えられますので、現状では解体に係る補助は考えておりません。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

固定資産税が減免される住宅用地特例が受けられなくなるということだったんですが、この住宅用地特例は勧告を受けた特定空き家はその軽減措置が受けられません。今回の改正で、管理不全空き家として勧告を受けた空き家も軽減措置が受けられないということになりました。この法改正をそのまま受け止めて業務を行っていくとすれば、管理不全空き家や特定空き家の件数を把握、そして指導勧告をし、固定資産税が減免されるこの住宅用地特例の適用ができないようにして空き家の管理の改善を図るように促し、または場合によっては代執行を行うという流れになると思います。指導や勧告ましてや代執行ともなれば普段やらない業務ですし、その業務量も多くなることが考えられます。私も経験がある

んですけど、町の人事というのは1年で変わる場合もありますので、指導勧告をもししたとしても、その担当が異動してしまうと次の担当が引き継ぐのが難しいことになったりするので、なかなかワンステップ先に行くっていうのは難しいというのはわかります。ただそういうような業務をしないようにするためには、やはり早めの周知やサポートに力を入れて空き家の管理をしっかりとしてもらうか除却してもらうことになるかなと思います。空き家の所有者が町内に住んでいないということが多いと考えられ、その人たちの解体の費用を補助するのはどうなのかなとも思われるかもしれないかと思うんですけど、管理のされない空き家の近くに住んでいる方にしたら、そのような建物がなくなって景観が回復するとか治安が良くなるっていうふうになれば住み良くなるのでいいんじゃないかなと思います。また、東栄町空き家活用支援補助金が最大50万円の補助のうち20万円は、ある一定の条件に該当する場合に加算をしていく、そして最大50万円になるという補助金です。解体の補助についても、町内に住んでいる人が解体する場合に補助額を加算するというような対応をすれば問題がないのかなと思います。そこで再度の質問になりますが、活用できる空き家の所有者のための補助金だけでなく活用できない空き家の所有者のため、解体などの必要な費用についても東栄町空き家活用支援補助金と同額程度の控除ができる制度を設けていただけるか再度伺います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

まず空き家そのものも個人の資産であるということをまず前提にお話をさせていただきたいと思います。先ほど言いました空き家の協議会も先ほど言われたようなメンバーで組織をさせていただいております。その中で実際に特定空き家を対象として中心地にある空き家の問題がそこに出ていまして、そのメンバーには区長会長さんも入っていただいておりますし、その状況を踏まえて皆さんでそこを、実地で検査を調査に入らせていただいた。現実的には、ちょうど代執行で仮にその条項があるとするならば、措置をしなきゃいけないということですが、全くもって負担がないという状況ではないということがまず一点。その方とも以前もお話をさせていただきましたが、私ども行政としての状況で相手方をお願いをしておるという状況です。それから制度をしっかりと見定めなきゃいけないのは、壊した後の状況も含めて、そこをどうされるか。その方の更地になるという状況で、個人ですから先ほど言ったような特例がないという状況で固定資産税が上がるという状況は今の制度の中ではそうなっておりますので、さっき佐々木さんが言われた通りであります。そういうことの中で、今ある空き家の改修の補助については、いわゆる移住定住政策の中でそれをやってきておりますので、その補助金を活用させていただいて、そこに定住していただくという状況の中での補助制度だと思っています。従いまして解体におけるものについては、今佐々木議員がおっしゃる通りそのことも踏まえて、しっかりもう少し時間をいただいて検討しなければいけないことだというふうに思っておりますので、ただ活

用する状況の中での補助金と壊す補助金の公平不公平を言うのはちょっと違うんじゃないかというふうに思いますので、しっかりその状況は必要であるとするのであれば、当然公費をそこにかけるとい状況になるわけでありますので、しっかり検討させていただいて議員の皆様にもご意見をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

町の置かれている立場だとか、その後のことだとかも十分承知はしています。ただ、町長もしっかり考えていただいているようですのでいいかなと思うんですけど、年数がたてばどんどん空き家が増えていってしまう状況があります。この町だけの問題じゃないのもわかっていますし、テレビでも取り上げられていることですので国や県、あと近隣市町村なんかの取り組みも注視しながら、なるべく住む人のためにもそうですけど、残されている方が、家から出たときに見るに耐えないような建物があるっていう状況もいかなものかなと思うところもありますので、何かいい方法を考えていけるよう協力し合ってやっていきたいなと思いますのでお願いします。以上で私の一般質問を終わります。

議長（加藤彰男君）

以上で2番、佐々木一也議員の質問を終わります。

----- 6 番 西谷賢治 議員 -----

議長（加藤彰男君）

会議を再開いたします。次に6番、西谷賢治議員の質問を許します。

西谷議員。

6 番（西谷賢治君）

6 番、西谷賢治です。議長のお許しをいただきましたので、一問一答形式で質問をさせていただきます。よろしくお願いします。質問の内容は今回多くありません。まちづくり基本条例の意義と住民投票についてといった内容で3点だけ質問をさせていただきます。令和6年の5月、これ先月ですけれども、議員協議会を開催していただきまして、その中で東栄町まちづくり基本条例について、改めて本条例を理解し、議会としても条例に沿った活動ができるよう、また議案審議ができるようにという思いで議長が本協議会の中で取り上げて勉強会といったことをしていただけたものだと思っております。本条例は平成30年4月に施行されまして、全国で約390万例の施行になります。この条例の制定にあたっ

ては、多くの町民や町内団体の代表が何度も話し合いを継続されて、長い時間をかけ、まとめ上げていただいた本当に大切な条例だと理解をします。その内容は、ご存知のように、町民、行政がお互いの立場を理解し一体となってまち作りをするというものであります。この条例の第1条には目的として、住民をはじめとする東栄町に関係する人々が幸せに暮らすことのできるまち作りを行い、その過程において立場の違う人の価値観を認め、みんなで町を良くしようという意識を共有することを目的とする、とあります。また、この条例の中でいうまち作りという言葉の定義としまして、住みやすく暮らしやすい町にするため、町民、議会および行政が、考え、決め、行動し、および評価すること並びにその担い手としてお互いに育ち育てることと定義をしております。改めて読み返してみても、本当に素晴らしい条例だと思います。そこでお聞きいたします。町がこの東栄町まちづくり基本条例を制定しようと思った理由とはどういったことだったのでしょうか。お伺いをします。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まちづくり基本条例制定の経緯ですけれども、人口減少によりまち作りの担い手が減少する中で、今後も暮らしやすい町にするために、時代に合わせてまち作りの仕組みを変える必要が高まってきたためであります。まち作りは暮らす人の思いや慣例などに基づいて行われてきましたが、そういった思いや慣例を再認識・明文化し、町に関わるみんなで共有することで暮らしやすいまちのために様々な立場の人が協働してまち作りを進められる仕組みとして作ったものであります。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

ありがとうございました。この条例の制定によって目指すべきところは本当によくわかりました。町民の思いや慣例などを共有して、行政も全てが協働してまち作りを進めていくということで理解をいたします。5月に開催いたしました先ほどの協議会、その中でまちづくり基本条例について話し合いがされたその中で、今のこの東栄町はこの条例がそもそも守られていない、あるいは条例が機能していないのではないかとといった意見も出ておりました。私もその点については同様の意見を持っております。町には、もっと町民の声を広く拾い上げて事業展開を計画していくなどしていただきたいなと思っております。次の質問に移ります。近年といいますか、最近全国で住民投票を実施し、民意を行政の政

策に反映させようとする動きがあることをよく耳にします。この住民投票条例とはどういった内容のものなのか概要を教えてくださいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

条例に基づく住民投票には、住民から直接請求または議員や首長の提案により、その都度住民投票条例を議会の議決により制定して実施する個別設置型と、あらかじめ住民投票に必要な要件を定めておき、要件を満たした場合に実施する常設型があります。個別設置型は地方自治法 74 条の規定に基づき住民は有権者の 50 分の 1 以上の署名を持って条例の制定を請求することができます。請求が有効な場合は町は住民から提出された条例案に意見を付し議会に付議することとされています。この制度を利用して住民が住民投票条例の制定を請求し議会が住民投票条例案を可決したときは住民投票が実施されます。常設型はあらかじめ住民投票に必要な要件を定めておき、条件を満たした場合に住民投票を実施することとなります。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6 番（西谷賢治君）

ありがとうございます。個別設置型の住民投票条例と常設型の住民投票条例があるということで理解いたしました。この住民投票条例とちょっとずれるかもしれませんが、私自身は数年前に町民の 1 人といたしまして、医療体制を継続するための努力を町にさせていただけるようにと、そういったような思いで町民の立場でできる範囲で署名活動を繰り返してまいりました。そのときは請願の署名ですね。請願の署名ということで、みんなで町内外いろいろ署名で駆けずり回しまして、本当に多くの署名が集まりました。町民の署名が 1,400 名以上、町外 6,800 筆以上、合わせて 8,000 筆を超える署名が集まって、人工透析を継続していただきたいといった請願署名を出させていただきました。これは議会へも取り上げられずに終わってしまったんですが、また改めて翌年直接請求署名の活動を行いました。これは直接請求ですので、有権者の 50 分の 1、55 名の署名をいただければ十分なところでありますけれども、東栄町に新しく病院できる診療所入院と人工透析を設置していただけるように努力をしていただけることを条例に盛り込むために、55 人の署名を集めればいいところを東栄町内で 1,075 名の署名をいただき、有権者の 40%の署名を集めたわけですが、議会では否決をされております。しかし、こういった声がこれだけ集まってなかなか議会行政に生かしていけないというような状況では、こんなことで果たして町民の希望や要望が聞き入れられる仕組みとなっているんだろうかなと疑問に思っております。町民を代表して議会があり、その中での議会制民主主義というものは理

解します。その一方で、相対的な町民の声を聞き入れることはもっと重要だと考えます。まちづくり基本条例では、まち作りの基本原則として次のように記しています。町民議会行政は、それぞれの役割、権利義務等を確認し、互いの立場を尊重します。町民議会行政は、互いに情報を共有します。町民議会行政は、積極的にまち作りに参加し、合意形成を行い、協働しますとあります。まちづくり基本条例の原則から考えても住民投票条例を制定することは全く整合性のあることでありますし、行政の計画も立案の段階からそういった町民の意思や思い、要望を意識して町民の立場に立った立案や計画がされるようになるはずです。日進市では、常設型住民投票条例のもとで、道の駅の建設の是非を巡って署名活動が行われておりました。住民投票が行われようとしておりましたけれども、有効投票数がわずかに足らず残念ながら実施にはいたっておりませんが、この東栄町でも町民の意思が最も効果的に反映される住民投票条例を常設型で制定すべきだと思いますけれども、考えをお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

町政運営の基本は選挙で選ばれた町長および町議会議員による議会制間接民主主義です。住民投票制度とは、町政運営上の特定の問題について住民が直接賛否の意思を示す制度で間接民主主義性を補完するものと考えておるため常設型住民投票条例の制定は今のところ考えておりません。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6 番（西谷賢治君）

ありがとうございます。今のところ常設型の住民投票条例の設置は考えていないということでありましたけれども、やはり町民から選ばれた議員、現在は8名が議員となって町政の計画を判断し、評価して進めていくわけですがけれども、やはり先ほども言ったように町民を代表して出ている議員以外の一般の町民の相対的な意見というのはもっと重要視するべきであると思いますので、ぜひ、この住民投票条例を制定しておいていただきたいと思います。また、この常設型の住民投票条例は有権者数の5分の1でしたかね。結構多くの署名を集める必要もあってハードル自体は非常に高い条例だと思っておりますので、ぜひ東栄町でも町民側に沿った町政運営がしていけられるように住民投票条例の制定を強くお願いをしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（加藤彰男君）

以上で6番、西谷賢治議員の質問を終わります。

議長（加藤彰男君）

それでは、一般質問を再開いたします。次に、3番浅尾もと子議員の質問を許します。
浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。議長の許可のもと、一括質疑方式で一般質問を行います。今回の質問は6点でございます。まず1問目が町の医療介護体制についてです。東栄町の人口は村上町政がスタートした2015年4月末の3,602人から今年4月末の2,757人へと9年間で845人、23%減少しました。そのうち、この5年間で人工透析、入院、救急医療がなくなったことはご存知の通りです。私は町民が町を離れざるを得ない主要因に、深刻な医療過疎が加わったと考えます。愛知県は人口減少が著しい11の市町村とともに対策を協議する人口問題対策検討会議を立ち上げました。第1回の5月17日、会議で大村知事から地域の課題を問われた村上町長は空き家と情報通信を挙げました。そのことももちろん重要な課題ではありますが、県庁で傍聴していた私はぜひ町にとって重要な課題として、町の医療介護体制の充実についても訴えていただきたいと思います。ぜひ今後この会議で東三河北部医療圏内に周産期医療と小児救急医療の体制を構築することを知事に求めていただきたいと思います。認識を伺います。2、東栄町から最寄りの救急指定病院、佐久間病院は病床40床、小児科や外科などを備え、24時間365日の救急を受け付けている総合病院です。佐久間病院を救急や休日夜間の受診先の1つとして町のホームページや介護予防ガイドブックなどの発行物で紹介することを求めたいが認識を伺います。町が発行しました介護予防ガイドブックは新城市の休日夜間診療所を掲載していますが、佐久間病院へのアクセスは書かれていません。私は町民や帰省してきたご家族から佐久間病院を知らずに新城市まで行ってしまったという声を聞いております。多くの町民が今佐久間病院を頼っている現状を踏まえてぜひ紹介していただきたいと思います。3、町は今年1月、非公開で地域包括ケア推進協議会を開催しました。後日公開された議事録を読み、町が虚弱高齢者の支援を行う居住施設の整備の検討と引き換えに、現在休止中の緑風園を廃止する考えを示したことを知りました。この新たな居住施設について、その構想と整備に向けた進捗を伺います。4、透析患者の皆様への対応も大変重要です。愛知県は透析患者を要援助者と位置づけ、市町村に該当者の把握や災害時に専門的治療の継続を確保できるように関係機関と連携を図り、機能している医療機関やそこまでの移送手段に関して情報提供を行うよう求めています。町内の透析患者数と透析患者への災害時の支援体制を伺います。大きな2問目は、有害残土の処分場について。現在、愛知県の月パイパス整備事業に伴って、連日トンネル掘削残土を積んだダンプカーが国道を走っております。町内の有害残土処分場は2ヶ所目となり基準値を超えるヒ素が含まれる残土を将来に

わたって封じ込めていけるのか。町民の不安が高まっております。そこで伺います。1、横見残土処分場および奈根残土処分場の管理主体は、処分場の完成後一定期間経過した後に町に移されると考えるが、万が一地震等で盛り土が崩壊し、有害残土が河川に流出した場合、町は復元等の義務を負うのか。2、令和4年度と5年度、中設楽浄水場より西菌目地区に送られた水道水から1リットル当たり0.002、0.003mgといった微量のヒ素が検出されています。その原因と、御殿川上流にヒ素等を含む残土を埋め立てた設楽町の岩小谷トンネル残土処分場の影響について伺います。3、私は町の水道水から微量であれヒ素が検出されていたことに驚きました。今後河川の水質検査の項目にヒ素等の有害残土を加える考えはないか伺います。3問目は、有害鳥獣駆除に対する町の指導についてです。町は昨年11月、不適切な罠の使用を理由として2名の有害鳥獣駆除従事者への捕獲許可を取り消しました。町にとっては過去にない処分だったと思います。私は町に情報公開請求し、取り消し処分に係る資料を入手しました。ここには、地権者の許諾なく仕掛けた、また標識なく仕掛けた罠を山の所有者が踏んだという事例。町有地や人の往来が予想される場所に罠を設置し、草刈り中の地域住民が罠を踏んだ事例。罠の見回りを怠り、誤って捕獲した近隣住民の飼い猫に重傷を負わせた事例。捕獲した鳥獣を放置して腐敗させたと思われる事例など、私が思っていた以上の重大な事例が記されておりました。町の農林漁業への鳥獣被害を防ぐこと、同時に町民の安全を守るためには、公正公平な町の指導が不可欠だと考えて伺います。1、被処分者への町の指導は度重なる口頭の注意と従事者全体への注意喚起文書で行われ、処分を予告するものではありませんでした。今後は文書による注意警告を行い、被処分者の理解と反省を促す段階的な行政指導を行うべきではないか伺います。2、町によれば、被処分者2名の他に不適切な罠を使用した1名に対して、警察の対応中に従事者証の有効期限を迎え、本人が更新しなかったために町は処分を行っていると言います。この方に対して処分を検討した公文書も存在しないことがわかりました。一連の不適切な罠に関する処分は3名のそれぞれで公平だったと言えるか伺います。3、鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律は直径12センチを超えるくくり罠の使用に6ヶ月以上の懲役または50万円以下の罰金、標識をつけずに罠を設置した場合、30万円以下の罰金など厳しい罰則を定めております。こうした罰則の周知が違反行為の抑止に繋がると考えますが、これらの罰則を事業者にも周知しているか。また、重大な違反行為があれば警察への通報を行っているか伺います。4問目は、働き続けられる町役場にと題してお尋ねいたします。今年度、町の一般職の新規採用は1名だったとのこと。また昨日、本会議初日、町長の行政報告では、5月に追加で採用試験を行うも、内定辞退もあり補充に至らなかったとの厳しい事態が報告されました。私は職員の皆様に魅力を感じてもらえる町役場、長く働き続けられる町役場にすることが重要だと考え、質問いたします。1、直近5年間の各年度の一般職と医療職の退職者数、そのうち自己都合退職者の人数を伺う。2、町は職員の退職に繋がる主な要因傾向をどのように分析しているか。3、職員のスキルアップや働きがい高めるため、研修機会の充実を求める声があります。研修機会の確保、研修費助成を拡充する考えはないか伺います。4、男女の給与の差異について。ア、任期の定めのない常勤職員。イ、ア以外の職員。ウ、全職員における

男女の給与の差異を伺います。5、職員の配偶者が管理職に就任した場合、また親族が役場に採用された場合などの理由での退職勧奨や退職の慣例があるか。本人の努力とは関係のない家族の職業や職位によって本人のキャリアが断たれることはあってはならないと考えます。あるとすればその概要を伺います。5、役場避難所の耐震強化について。町長は3月議会で、旧東栄小学校の解体後の敷地が新庁舎建設の候補地となる旨発言しました。しかし私は大きな地震が来たら倒壊する危険のあるこの役場本庁舎の耐震強化こそ急ぐべきだと訴えます。1、私は町が平成23年度に実施した役場本庁舎の耐震診断の結果を情報公開で入手し分析しました。こちらの資料であります。中を見ますと震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高いとされるI S値0.3未満という部分が庁舎内に多く見られた。そのことに危機感を持ちました。倒壊の危険性が低いと判断されるには、I S値0.6以上が必要であります。当時の企画課研修室1階部分はI S値0.03という極めて低い数字が示され、本庁舎との接合部は地震時に破断脱落する恐れがあるため改修する必要があると指摘されました。また、2階集会室は0.04。今年度24人が席を置く1階のフロアも0.26という箇所があります。フロアと一体になった事務室は0.07。非常に危険な建物だとの評価を受けています。即刻改修すべき水準だったと考えます。そこで、町長室や多くの職員が従事する1階フロアなどに緊急に耐震補強を行う考えはないか。2、耐震化が急がれるのは庁舎だけではなくありません。耐震基準を満たす指定避難所が1つもないという地区はどこか。各地区に最低1ヶ所整備すべきだと考えるが、認識を伺います。最後の質問です。本庁舎の耐震化に関わって、町ホームページで平成24年当時の庁舎建設等検討委員会の議事録要旨を読ませていただきました。今も読むことができます。出席者30名弱が自由に庁舎の耐震について意見を交わす様子には私は読んでいて感動しました。今求められているのは町民の声を聞く行政だと考えて、6、住民参加のまちづくりについて伺います。東栄町まちづくり基本条例第15条には、議会および行政は、まち作りの企画立案決定実施評価および終了の過程において、町民の参加を保障し、多様な参加の機会を設けます。そのように書いていることを踏まえ、以下伺います。1、町は令和5年度の行政懇談会の開催方法や開催の是非について各地区の判断に任せました。その結果実施された行政懇談会は本郷地区1ヶ所のみで他地区の町民は参加の機会を得られませんでした。また三輪区は今年度6月13日に懇談会でなく行政報告会を実施予定ですが、役員会は参加者を区の役員のみとする決定を行いました。また、総務課への聞き取りではこの他には区から開催依頼がなかったと伺いました。このように居住する区の判断によって町民が受けられる行政サービスに不公平が生じているということだと私は受け止めました。私は住民の皆様から、なぜ町長は地区に説明に来てくれない。また、東栄町は風通しが悪くなった、息苦しくなったなどの声をあちこちで聞いております。従来通り町が主体となって、各地区で行う地区懇談会の復活を求めたいと思いますが、認識を伺います。以上で質問を終わり、残り時間で再質問を行います。

議長（加藤彰男君）

3 番、浅尾もと子議員の質問が終わりました。執行部の回答を求めます。はじめに総務課長の回答を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

それではお答えしたいと思います。直近5年間の各年度における一般職と医療職の退職者数そのうち自己都合退職者の人数を伺うということですが、退職者につきまして令和元年度一般職10名、医療職0名うち自己都合退職は一般職7名。令和2年度一般職8名、医療職3名うち自己都合退職は一般職6名、医療職1名。令和3年度一般職10名、医療職4名うち自己都合退職は一般職6名、医療職3名。令和4年度一般職5名、医療職1名うち自己都合退職は一般職3名、医療職1名。令和5年度は一般職員7名、医療職6名で、こちら全て自己都合退職となっております。続いて町は職員の退職に繋がる主な要因傾向をどのように分析しているかという質問ですが、自己都合での退職であるため主な要因傾向については細かく分析をしておりません。次に3番目の職員のスキルアップや働きがいを高めるため研修機会の充実を求める声がある。研修機会の確保、研修費助成を拡大拡充していく考えはないか。こちらは、研修機会の確保につきましては愛知縣市町村振興協会研修センターでの専門研修に加え、各種研修に対しても受講希望により旅費や研修負担金の確保をしているため、現段階ではこれ以上の拡充は考えておりません。次に、任期の定めのない常勤職員それ以外の職員、全職員における男女の給与の差異を伺う。こちらは男女の給与の差異につきまして、任期の定めのない常勤職員は86.6%、任期の定めのない常勤職員以外の職員は83.1%、全職員の場合は85.2%です。職員の配偶者の管理職就任や親族の採用を理由とした退職勧奨や退職の慣例はあるか。あるとすればその概要を伺う。こちらは職員の配偶者の管理職就任や親族の採用を理由とした退職勧奨や退職の慣例はございません。次に、役場避難所の耐震強化ということで、町長室や多くの職員が充実する1階フロアなど緊急に耐震補強を行う考えはないかということですが、仮に耐震補強工事を施しても築後約65年が経過しているため改修費用に見合った利用期間の延長が見込めないと考えます。また、工事の際に工事の施工に際し執務をしながらの改修工事は困難であり、仮庁舎の整備も必要になるため緊急に耐震補強をすることは難しいと考えております。次に耐震基準を満たす指定避難所は1つもない地区はどこか。各地区に最低1ヶ所は整備すべきだと考えるが認識を伺う。こちらまず耐震基準に関する考え方については、昭和56年建築基準法改正以前の旧耐震基準によって建築された建物を耐震基準を満たさないとして集計させていただきました。耐震基準を満たす指定避難所が1つもない地区は足込地区、川角地区、栗代地区、奈根地区いわゆる三つ組です。あと三輪地区になります。次に、各地区最低1ヶ所は整備すべきとの考えに対する認識でございますが、避難所となり得る施設を新たに建築することは現状考えておりませんが、各避難所の耐震改修については耐震診断から順次実施している状況です。災害時は全町民が利用できる避難所として小学校やグリーンハウス等の公共施設を開設しますが、孤立集落対策の面から地区避難所の耐震強化も進めてまいりたいと考えております。次に住民参

加のまちづくりということで、従来通り町主体各地区で行う地区懇談会の復活を求めたいが認識を伺うということですが、昨年度に引き続き懇談会の開催方法等については各区長に任せることとしております。今後も開催等については区長の判断に任せる方針であります。私からの回答は以上です。

議長（加藤彰男君）

次に生活環境課長の回答を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

私からは大きな2番、有害残土処分場の2番目と3番目について回答させていただきます。ヒ素が検出された原因と岩古谷トンネルの残土処分場の影響についてということですが、中設楽処分場のヒ素については、平成24年度の中央簡易水道事業の変更認可において実施しております水質検査において検出されており、それ以前の記録については焼失しているため不明ですが、自然由来の土壌から降雨等により流れ出ているものと考えます。岩古谷トンネルを含む設楽バイパスは平成27年に完成しており、それ以後も数値は変化していないため影響はないと考えています。3番目の有害金属を加える考えはないかということですが、水道の水質検査で実施しているため、現状では新たに実施する考えはありません。以上です。

議長（加藤彰男君）

次に福祉課長の回答を求めます。

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

1番の町の医療介護体制につきまして①番から答えさせていただきます。①番につきましては愛知県人口問題対策会議に対して、東三河北部医療圏内に周産期医療と小児救急医療体制の構築を求める考えはないかということで、周産期医療と小児救急医療体制につきましては、東三河北部医療圏保健医療計画の中で周産期医療対策については、圏域内での分娩を行う医師および医療機関の確保、小児救急医療対策につきましては、東三河北部医療圏との連携の必要について記載されております。東三河北部構想区域、地域医療構想推進委員会、東三河北部医療圏保健医療福祉推進会議に関わる中で考えていきます。次に②ですが、佐久間病院を救急や休日夜間の受診先の一つとして町ホームページ介護予防ガイドブックなどの発行物で紹介することを求めたいかということでこちらにつきましては、町ホームページ、介護予防ガイドブックなどで指定救急病院を紹介するにあたりましては、東三河北部医療圏の中でうたったものでありまして、特に圏域以外の救急指定病院を特別に載せる考えはございません。次に③番でございますが、新たな居住施設の構想と整備に向けた進捗ということで、新たな居住施設の構想と整備に向けた進捗について

の事務局としての案を検討しております。次に④ですけれども、町内の透析患者数と透析患者への災害時の支援体制を伺うでございますが、透析患者数は把握しておりませんが、主要成果報告書により、令和4年度の障害者手帳所持者のうち、腎臓に障害をお持ちの方は19名となっております。透析患者への災害時の支援体制につきましては、災害対策基本法において、要配慮者は高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を有する者と定義されておりましてマニュアルにおきましては、人工透析受事業者は避難生活において医療的配慮の必要な人となっており、専門的治療の継続が確保できるよう、医師会や保健所と連携を図ります。以上です。

議長（加藤彰男君）

次に経済課長の回答を求めます。

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

それでは経済課の分で有害鳥獣駆除に対する町の指導ということで3点ご質問いただいております。まず1つ目の被処分者への町の指導はということで、この件につきまして今までルールがない中で指導や処分を行わざるを得なかった状況でございます。文書による注意や警告等が行われていれば、こうした不適切な罠の使用を止めることができたとは思っておりません。こうした案件があったことにより、猟友会、鳥獣保護員、経済課が一体となって話す機会もでき、今後は県や警察などとの連携も必要だということは共有できたと思っております。その中で有害鳥獣駆除に従事する方に対して、安全安心な捕獲を促し、本来の町民から求められる有害鳥獣駆除に結びつけていかなければならないと考えております。次に②番ですが、処分の公平さということだったと思いますが、そもそも有害鳥獣駆除の許可に関しましては、基本的に猟友会長からの推薦を受けた方に許可を出しております。今回従事者証の有効期限を迎え、本人が更新しなかったわけではなく、猟友会、鳥獣保護員、経済課の話し合いの中で、その対応を求めてきた経緯があります。その1名に関しては、警察からの指摘を受けた時点で本人が自粛するということで、有害鳥獣駆除期間、これは令和6年3月31日まででしたが、その期間までの駆除は控え、設置していた罠は全て撤収したと聞いております。その後の従事者証の更新につきましては、警察からの処分が出ていない中で、有害鳥獣駆除の許可書を与えるべきでないことは共通見解でありまして、またそれがいつまでなのかという部分でも、厳しい意見は多く出ておりました。よりまして、処分に至る前に、当の本人から駆除という行為から手を引いておりまして、またその後の従事者証の交付がされず、現在は取り消しと同様の状態になっています。取り消しを行った2名とこの1名との経緯は異なるため、そこに至る対応も異なっておりますが、公平かどうかを比較することは難しいと思われます。なお、町は行いますのは有害鳥獣従事者証の取り消しですのでよろしくお願いします。次に3番目です。鳥獣保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律が定める懲役や罰則などの事業者に関する点でございますが、狩猟免許を取られる場合、治療法についての知識を

十分習得して試験に臨まれていると思います。そしてそこで合格された方が実際に猟を行っているものと思われますので、特別な周知はしておりませんが、今回の案件では、猟友会通じてその事例に関した部分につきましては周知してきた経緯がございます。また現在のところ、町から警察へ通報を行った事例はありません。また、今回の件を含めて、3月に行った猟友会、鳥獣保護員、経済課の3者打ち合わせの際、情報は共有し、今後有害鳥獣駆除に関する違反行為につきましては、警察への通報、愛知県環境保全委員会の報告を行うことで、共通の見解となっております。以上で経済課の回答を終わります。

議長（加藤彰男君）

次に建設課長の回答求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

私からは2番の有害残土処分場の①横見残土処分場および奈根残土処分場の管理主体は、処分場の完成後一定期間が経過した後に町に移され则认为るが、万が一地震等で盛り土が崩壊し、有害残土が河川に流出した場合、町は復元等の義務を負うのかの質疑ですけれども、横見残土処分場につきましては町有地であり、管理は基本的に町で行うこととなりますが、崩壊が起きないように堅固な作りとしていただいています。処分場としましてはまだ継続中であるため、完了するときには管理面について協議していくこととなります。奈根残土処分場につきましては、国道の線形改良により整備している面もあり、河川側は国道の法面となりますので、県で管理することとなります。以上です。

議長（加藤彰男君）

以上で執行部からの回答が終わりました。ただいまの回答に対して、再質問ございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

ご答弁いただきました。今回のご答弁の中で確認したいという点があります。有害鳥獣の駆除に関して、これまでルールがない中で指導や処分を検討してきたということなんですけれども、これから町として処分のルールを定めるということと思いますが、そのスケジュールとどのようなルールを定めるのか伺いたしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

ルールというものも経済課だけでなく、猟友会、鳥獣保護員交えて検討していくことになります。スケジュール的なものはまだ決まっておりますが、その中でも警察ですとか県の方にも助言いただくような形で進めていきたいと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

法律は大変明確に罰則を規定しているんですけれども、県などの機関に聞き取りをしたところ、違反事例が罰則に結びついている例はむしろ少ないということを聞きました。しかし、そうした中で不適切な罌の使用に関する認識がやはり薄れてしまうということは懸念されますので、町としてしっかりルールを作ってそれを公に示していくということが大切だと考えます。そして有害残土の処分場についてのお尋ねがありました。横見の処分場について管理面の協議がまだされていないということ、大変不安に思います。今すぐ協議を始めていただきたいと思います。近隣では例えば新城市でも同様の処分場が国土交通省によって建設されておりますけれども、そういった事例を調査して、ぜひ早急にどちらが責任を負うのかということをお明らかにしていただきたいと思います。認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

処分場の協議につきましては、浜松河川国道事務所とは打ち合わせ等をいろいろしまして作り等とか検討をしてきておりますけれども、まだ処分はまだこれから入っていきますので、最終段階になってから検討していきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

費用負担も含めて町がみるというようなことになったら、この東栄町に責任持って管理ができるんでしょうか。崩壊がしないように堅固な作りにしてもらったとおっしゃいますけれども、能登半島の地震のような大規模な災害が起きればその限りではないわけです。そうしたときにノウハウも資金もない町がその復興にあたるということがあのような事業であれば引き受けるべきではなかったと思います。早急に協議をして公表していただきたいというふうに思います。そしてお尋ねしたいのは続いて役場の耐震についてです。耐震補強をしても費用に見合った使用期間の延長が見込めないと、そのような答弁だったんですけれども、庁舎の1階部分には多くの職員の皆さんが毎日働いておられます。職員の生

命、また職員が万が一地震で死傷するということになれば、町の災害復旧も大幅な影響を受けるというわけで、費用と比べることはできないんじゃないかということを申し上げたいと思います。平成 23 年度に危険性を指摘されてから 12 年間が経過しておりますが、村上町政になって 9 年間、部分的な耐震補強さえ行わずに使用を続けてきてしまったという事態であります。なぜ放置してしまったんでしょうか。保育園建設 5 億円、防災無線 6 億円、無床診療所建設 12 億円、耐震補強済みで跡地利用も決まっていない旧東栄小学校の解体 1 億 7,000 万、さらに観光施設のき山学校の改修に 1 億 5,000 万と村上町政で箱物行政箱物事業が数多く実施計画されてまいりました。しかし真っ先にやるべきだったのは、南海トラフ巨大地震を想定し庁舎を耐震化することをではなかったんでしょうか。令和 7 年度までは、国の財政措置として借入の充当率が 100%交付税措置率が 70%の緊急防災減災事業債を対象にこの庁舎の耐震改修もなると思います。また、新庁舎建設のための基金も 3 億円ございます。やはり地震が起きたとき、町長は昨日の議会の初日で、いつどこで地震が起きるかわからないとおっしゃいました。まさに備えが必要な事態だと思うんです。財源はありますから、ぜひ地震のときに職員が死傷することのないようにこの下の 1 階のフロアだけでも耐震改修をご検討いただけないでしょうか。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

先ほど課長がお話した通りだというふうに思います。私も当時役場職員でありましたし、以前からここに勤めをさせていただいております。職員の安全確保が第一だというふうに思っておりますが、今までも、先ほどもちょっとお話したように、計画を持っていわゆる行政執行をしてきております。施策もそうですが、あえて緊急という状況では何を優先していくかという状況だと思いますが、先ほどお話したように築後 65 年も経っていると状況を見ていただいてもわかるように雨漏り等も相当ひどく、それから修繕費もいただいて床の改修等もしておりますが、新たにまた庁舎内のところに修繕を催さなきゃいけないという部分も出てきましたので、私は以前からも言ってますようにそのために過去から、私の前からですが、庁舎建設のための基金を財政厳しい折でしたが積んできました。しかしながら、それぞれの施策を行っていく中で、優先順位を決めながらという状況ですので以前もお話をしたと思いますが、住民からの状況の中で医療関係の状況を優先するというのは、当然そこに出てきたところで進めさせていただいておりますので、今後、以前もお話をさせていただいた通り、旧東栄小学校の校舎を壊しますが、そこも庁舎の建設状況の中で今後議論をしていかなきゃいけないというふうに思っております。そのことを踏まえて、ここも安全かといったら安全ではないことは重々わかっておりますので職員には災害時すぐにこの場から避難するという状況をやっぱりやっていかなきゃいけない。それから災害の拠点となる庁舎でありますので第 2 庁舎、いわゆる防災の拠点としての状況は隣の防災会議室で取れるように現在準備をし、そこは耐震ができています。それから無線

を含めて町の中核であります情報通信の施設はご覧のように分庁舎の奥にあえて庁舎内に作らずに離れたわけであります。そういったことを将来考えて動いてきておりますので。ただ財源があるというふうに言われますが、限られた中の財源ですので、そこで確かに庁舎を直すという状況はあるかもしれませんが、しかしながら、将来においてこの建物を、さっき言ったように緊急の補修だけをしていいかどうかという問題、ここもやっぱり議論しなきゃいけないと思いますので、その辺のことをしっかり考えていただきたいと思います。したがって、総合計画はこれで7年。10年計画は終わりますが、その先にまた東栄町の総合計画を策定をしなければいけません、その段階を踏まえて、庁舎の状況はしっかりまたご議論をいただきたいと思いますし、今おっしゃるように建設をしていくための財源はしっかり確保して将来に負担にならないようにということを重々考えてまいりたいと思います。庁舎に限らず防災拠点としての機能もありますので、今後しっかり議会とも相談し、また住民からもご意見ご意見をいただきたいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

ご答弁いただきました耐震改修に向かっていないということを大変私には恐ろしいことのように思われます。今後新庁舎を旧東栄小学校に移転するというのを議論するとおっしゃったと聞こえましたけれども、まだ基本構想もしていませんしどこにというような議論も始まっていないわけでありますので、基本構想、また基本計画に設計に建設にと、何年かかるかわかりません。その間皆さんはこの危険な庁舎を毎日使うことになるわけですから、優先順位は明らかだと思います。そして令和7年度までの財源措置が国からあるわけでありますので、ぜひ来年度までに耐震補強していただきたいということを訴えて、もう1問お尋ねいたします。続いて地域医療についてでございます。先ほど福祉課長から周産期と小児救急について私が質問した愛知県の人口問題対策検討会議ではなくて、医療圏の会議の中で考えていくとおっしゃいました。私は、優先順位の問題だと思うんです。ここで優先順位がとても低いなというふうに思わざるを得ません。町長は昨年6月、私の一般質問に対して東三河北部医療圏内に小児救急を整備する必要性を否定しないと。県に要望していきたいと答弁してくださいました。周産期医療についても、分娩できる医療機関の整備を県に求めることに賛同する、努力するともおっしゃっていただきました。私はそのとき一致点が見えて本当に嬉しいと思いました。同時に町長は要望するだけでは解決しないとおっしゃいましたけれども、しかし1年経って町長は要望さえしていないのではないのでしょうか。愛知県の人口問題対策検討会議は主な課題を1、農林水産業振興、2、地域交通の確保、3、空き家の活用と三つに絞った格好であります。しかし大村知事は5月17日の会議の最後に、この3つ以外にも必要なら検討したいと述べました。県は聞く耳を持っていると私は感じます。町長におかれましては、東栄町の子供たちが遠く離れた豊川市民病院まで救急搬送されること、ご病気などのリスクを抱える妊婦さんが豊橋市民

病院まで走らなければならないこと、町内の救急搬送に愛知県平均の倍以上 84 分もかかっているということ。これが大問題だと訴えていただきたいんです。町民の命を守るために町を代表して、次の会議で知事に伝えていただけないでしょうか。ぜひ町長の認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

まず本当にご理解をいただけないのが本当に残念でなりません。まず医療問題については先ほど福祉課長が答弁した通り、我々圏域内での計画を持っております。その中において、まずは北部医療圏の中でどうするかだと思います。したがって、私ども 1 町村の中で診療所の中で、このことを解決できることはまずないというふうに思います。したがって先ほど言いましたように、小児救急医療体制につきましては、当然県の計画の中にもありますように、先ほど多分福祉課長は北部医療圏と言いましたが、南部医療圏との連携の必要性を訴える。これは当然そうだというふうに思っております。北部医療圏の中では解決できないという状況もやっぱりあると思いますし、そういった状況の中で、まずは北部医療圏の中で全体として、北設 3 町村が一緒になって要望していくということがまず 1 点だと思います。ここをまずご理解をいただきたい。それから先ほど人口問題検討会の状況ですが、それも当然その 3 つの状況を絞ってということは県で言う通りでありますし、それぞれの課題の項目に対する部会の中の関わりも、それぞれの町村でどの部分に入るかということで決められております。そこも理解をいただきたいと思いますし、当然人口問題の中でそのことをその中にありますように、当然担い手の不足だとかいろんな経済面の状況もあるし地域医療の確保も当然あるわけありますので、私どもも第 1 回の状況の中では、今一番必要とするものの状況の中での意見をそれぞれで分担しながらという話もありましたので、北設の中の一番重要なところを今回要望させていただいておりますので、今後、当然今おっしゃるような状況は私どもも、いわゆる町内で解決できるもの、それから北部医療圏で解決できるものという状況の中の仕分けをしながら当然協力しながら要望していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。したがって今の北部医療圏の中では、先ほど言ったような問題をこの圏域の中だけで解決できないということは重々ご承知だと思いますので、一緒になって要望していきたいと思いますので、よろしく願いします。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

東三河北部医療圏の圏域内で解決できないと。医療機関がないわけでありますから解決できないのは当然です。その解決に力を貸してほしいと愛知県に村上町長が求めなくて、一体誰が求めるんでしょうか。ぜひ次回に期待したいと思います。最後、住民参加のまちづくりについて1点だけ伺いして終わります。町長は1年前の6月議会で、地区懇談会、キャッチボールトーク、町長室開放など、初心に戻って具体化していく予定だと答弁しましたが、ほとんど実現しておりません。どう実現していくか、最後に伺います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

まずおっしゃっていることが本当に矛盾しているかなと思いますが、私どもは行政報告をやらないということではありません。議会にも報告をし区長会にも報告をし、その中で全体的に意見をいただく場面は、先ほども言いましたように、基本条例の中にもありますように、いつでもこういうことを受けられる状況にはなっていますので、ぜひ浅尾議員が言われるように、そういう機会があって、私どもが出る機会を作っていただければいつでもそこへ行かせていただきます。そういうことでありますので、今年度を含め、区長会にもご相談をさせていただいて、それぞれの区の課題等も含めて我々は調整をして報告会になるということか懇談会というのは、お互いの名称だけですので。ただ報告会で終わるというふうに理解されるかちょっと私わかりませんが、そういう報告会という状況だったかもしれませんが、我々は懇談をさせていただくという状況を取らせていただいております。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

三輪区は、報告会で町が報告しないものについては質疑をしないという決定をしておりますので、実質的に区の判断で町民の参加ができなくなっている。その事態を問題だと、まちづくり基本条例の趣旨に照らしてぜひ解決していただきたいというふうに思います。まちづくり基本条例、とても良い条例だと思います。この条例が東栄町に生かされるように全力を尽くしてまいりたいと思います。

議長（加藤彰男君）

以上で3番、浅尾もと子議員の質問を終わります。

----- 4番 櫻井孝憲 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは再開いたします。次に4番、櫻井孝憲議員の質問を許します。

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

4番、櫻井孝憲です。議長の許可のもと、一般質問を一問一答方式で質問させていただきます。財政力。限られている財源の中の、特に実財源アップについてお話をさせていただきます。今東栄町は地方交付税をはじめ、ほとんどが依存財源に頼っているのが現状です。東栄町民の健康福祉のための医療、保険、介護、福祉施策、防災、防犯対策、道路、上下水道整備、生活のインフラ、教育などなど費用がかかります。いつまでも暮らし続けられる、また、暮らし続けたいと思えるまち作りをし、今の世代から次の世代へバトンタッチするためには財政が全てではありませんが、自主財源をアップさせ外的要因の影響を受けない安定した財政を確立することを目指さなければいけないと思います。現時点で自主財源アップをしなければいけないという施設はどうえい温泉であり制度としてはふるさと納税だと僕自身思っております。この2点に関しては昨年の6月の定例会でも質問させていただきました。その後1年経ちましたので、状況がどう変わったのか、確認も含めて再度質問させていただきます。まずとうえい温泉について町の財政歳入、自主財源を増やすことについて、健康推進施設でもあり、持続可能施設でもあってほしいと思い提案させていただきます。1番、とうえい温泉の総会における決議事項および報告事項について伺いたいと思います。また、今まで事業計画があったのか、また今後の中期経営計画はあるのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

とうえい温泉の総会における決議事項および報告事項について伺う。また、今までの事業計画があったのか。また、今後の中期経営計画があるのか伺うに對してご回答します。令和5年度第22期株主総会における決議事項といたしましては、令和5年度事業報告並びに収支計算書、貸借対照表の承認について。2つ目に、令和6年度役員報酬額の決定について。3つ目に、令和6年度事業計画案並びに予算案について。4点目に、取締役監査役任期満了による退任について。5つ目に、株式会社東栄取締役任期満了による選任の件にこの5点が議案として提出され、決議されました。なお報告事項はありませんでした。事業計画につきましては毎年提出されます。今後の中期経営計画につきましては、株式会社東栄の役員も変わられましたので、見直しも含めて検討していくことになるかと思っております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問させていただきます。令和 6 年度の収支予算計画では差引収支がマイナスになるなど経営に関して心配されますが、中期経営計画の立案を立てる上で専門のアドバイザー的な方に助言を求めた方が良いのではないのでしょうか？伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

アドバイザーなどの専門的知識を持った方に総合的に診断していただくことも必要な場合も出てくると思いますので、その際には良き助言をいただけたらと思います。なお中期経営計画については、株式会社東栄の役員会内を中心に立てることになりますが、外部の方の意見をお聞きしていくことになろうかということもあると思います。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

また再質問なんですが、副町長にお聞きしたいんですが、昨日も役員報酬額について答えられておりましたけども、確認のために具体的に出せられるようなら数字をちょっと教えてほしいんですが、やっぱり人も役員も減ってきているということですので、お願いできますか。

議長（加藤彰男君）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

個別の金額については申し上げることがちょっとできないんですが、今年度の予算の中で 1,000 万余のお金を役員報酬としております。今回、ちょっと昨日もお話させていただきましたが、私が社長になりましたが、常勤の社長はいなくなったということ、専務が常勤ということでやっていただいております。それから取締役も 3 名から 2 名に減ったと。それからあと監査役となります。ですから、そういったことも踏まえますと、約 500 万近くですが、削減できるのかなというふうに考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。ありがとうございます。次の 2 番いきます。前年度臨時休業した日数は何日か。また、臨時休業した理由は何かを伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

臨時休業した日数は 12 日です。内訳の中には、6 月 2 日の豪雨により、国道 151 号、三河川合地内並びに川合地内での崩土の影響で 10 日間迂回路が遠回りになるなどでやむなく休業せざるを得なかった日数も含まれています。またその他の 2 日間につきましては、今年 2 月のボイラーの故障によるものです。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問です。昨年度の豪雨により多大な被害が出たことは理解しております。ただ、それによって 10 日間も休業するのはいかなるものかとちょっと思っております。雨で濡れてしまった衣類を乾かしたくてコインランドリーに出向いた方もいらっしゃいますし、温泉の休業に伴って休業したと聞きました。東栄町の公共施設であれば、そのような非常時にも、やはりこの施設は何を求められているのかということを考えながら営業していただいても良かったんじゃないかと思っております。次に 3 番目、いきたいと思います。施設の老朽化が進んでいると思われておりますが、根本的な改修が必要かどうか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

開業から 22 年が経ち各設備で老朽化が進んでいます。今後、根本的な改修が必要になってくると思いますが、改修箇所によっては営業休止して、工事をしなくてはならない場合もあるかと思えます。今後は時期や財源をしっかりと見極めた上で計画を立て、できる限り営業に影響がないよう対応してまいります。配管、ポンプなどは耐用年数などに応じて改修を行っていますが、電気系統につきましては他の設備に比べ、更新頻度が少なく個々の機器の能力が落ちてきたことにより、制御盤内の部品に負担をかけてしまっている

事例も出てきましたので、今年度しっかり点検して計画を持って回収を行っていきたいと考えています。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問です。6 月 4 日に配管破裂のため臨時休業したと聞いております。さらに 6 月 10 日から 14 日まで臨時休業されると聞きました。その都度の改修も必要ですが、22 年が経ち、全体的に老朽化も進んでいるということです。ボイラー大改修を兼ねて全面的にリニューアルしたら良いのではないかと考えております。経費と営業利益を天秤にかけた場合、その都度の改修で臨時休業を繰り返した方がいいのか、また、大改修をして臨時休業を最小限に抑えた方が良いのか伺いたいと思います。基本的に臨時休業は来訪者に迷惑かかること以上に、アルバイトの方の収入減になってしまうため、経営者側がもっと真剣に考えなければならないことはないかと考えています。どのようにお考えなのか伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

毎年 6 月と 3 月には機械機器等の通常メンテナンスをして、今回 10 日から 14 日間の臨時休業を行いますけど、通常 5 日から 1 週間程度の臨時休業を行っております。これは通常メンテナンスによるものです。大規模改修を行う場合につきましては、お客様にも迷惑がかかる他、従業員の収入減は避けて通れないと考えております。長期にわたって臨時休業するのか、通常のメンテナンスの回数を増やして長期休業を逃れるか、これは改修を行う内容にもよりますので、各種調整を図りながら進めていかなければならないと考えています。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。臨時休業は、やはり施設にとっても収入源にもなりますが、アルバイト、これを糧としている方の労働保障にも関わってきますので考えていってほしいと考えております。次 4 番いきます。過去 10 年の入湯者の推移について伺いたいと思います。収支がマイナスにならないためには、年間で何人の入湯者が必要であるのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

過去 10 年の入浴者数ですが、平成 26 年度が 17 万 2,516 名。平成 27 年度が 17 万 4,389 名。平成 28 年度が 16 万 7,309 名。平成 29 年度が 16 万 5,916 名。平成 30 年度が 16 万 6,089 名。令和元年度は 15 万 8,079 名。令和 2 年度が 9 万 5,674 名。令和 3 年度は 10 万 3,012 名。令和 4 年度が 12 万 5,732 名。令和 5 年度が 13 万 6,856 名となっています。そうした中で平成 28 年度と平成 29 年度は単年度収支としては黒字となっております。入湯者数につきましても、そのときに比べて資材高騰や燃料費の高止まりなどの影響は今後もあることを想定しますと、このときの 16 万人超えでも厳しいと考えます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問です。決算書を見させていただきました。コロナ危機は除外するとして、新東名開通時に上昇しておりますが、その後緩やかに入湯者数が減ってきております。16 万人というラインも目安ですが、再びそれを超えるような入湯者が来てくれるよう入湯者を増やすための新たな企画が必要かと思われます。何か具体的な企画等あるのか、来年度はインターチェンジの開通予定ですので、そういったことも含めて伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

現在具体的な企画が今あるかと言われますとありませんが、今後温泉に限らず、町内のそうした観光施設などが連携してインターチェンジ開通、そしてその後の人の流れを見通して企画立案していけるように考えていきます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。次の 5 番にいきます。入湯税は年間いくら納めているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

とうえい温泉の位置づけとしましては、町民の健康増進施設でもあるため、入湯税を納めていただくことを控えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問です。この入湯税とは、ちょっと説明させていただきますが、入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関係に着目した市町村が課する目的税です。その使途は鉱泉源の整備に充当することができます。ここ数年はとうえい温泉から東栄町施設利用料納付金 1,800 万円を支払うことができていないため、そのような形で町の財源として自動的に還元できれば良いのではないのでしょうかと思っております。現在とうえい温泉の入湯料が 700 円。そこから値上げするのは、他の地域の温泉と比較すると割高になるかもしれません。ただ、ここ最近燃料代など全てが高騰する中で入湯税という形で多少プラスして、その分を東栄町へ納めることができないのか伺います。例えば入湯税として 50 円プラスすれば、16 万人の入湯者を見込むと、年間で 800 万円ほどの税収となります。ただし、その分のサービス向上について考える余地はあると思いますが、伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

現在の入浴料に入湯税を上乗せすることにつきましては、町民の健康増進施設として維持してきたことの方針を変えることとなりますので、慎重に行わなければならないと思います。ただし、他の入浴施設の動向も踏まえて、どこかで新転換せざるを得ない状況となっているのは確かですので財源確保という点では検討の余地はあろうかと思います。そのためにはお願いすることに対して、利用者の皆さんには現状を理解していただくことに加え、今後大きな改修が必要なことも伝えていかなければならないと思います。かかる費用の財源を捻出するために、入浴料等も含めた確実な収益を見込められるよう調整していきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。そのサービス向上の一環として、6番、食堂の料理は非常に美味しいと評判なんです。さらにメニューの数を増やすことはできないのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

4番（櫻井孝憲君）

食堂のメニュー数につきましては食用油の高騰等の影響により品数を減らして、売れ筋メニューに絞ってきた経緯があるかと思います。また、食堂の人員も不足しているのが現状です。従業員を確保することとあわせてメニューの追加を含めた見直しに取り組んでいきたいと考えます。入浴者の方々の温泉での滞在時間を延ばし、入浴料以外にお金を落としてもらう工夫は必要だと思います。その点、食事をしていただくことは、収入面でも大きく重要な部分と考えます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

再質問です。この食堂が肝になってくると思っております。課長が言われるように、入湯料以外の収入としては食堂の収益は大きいと思っております。他の温泉施設と比較してもメニューも半分ほどしかなく、しかも内容も変わらないので飽きやすく、利用者の減少に繋がると予測されます。食堂に関しても中身もリニューアルする予定はないか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

食事をしていただくことは東栄町の食文化を知っていただく良い機会だと思っております。100年フーズの五平餅につきましても、それ1本でふれあい交流館では頑張っていたいております。ここでしか食べられない目玉メニューの開発など温泉の食堂に来て初めて食べられる。温泉に入浴に来るよりも食べに来るぐらいのメニューへのリニューアルをスタッフとともに検討していけたらと思います。人材に関しましては、株式会社東栄がこれから先を見据えて決めていかれることと思います。今まで働いてこられた方も高齢の方が多いと聞いておりますので、人材の育成やスタッフの意見などを取り入れ、今後若い人材を積極的に雇用できるよう働きかけていくことが望ましいと考えます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問です。接客対応に関して、僕の方にもこんなだったっていうふうに、いろいろちょっと苦情といえば苦情なんですけども、お客様に対して挨拶などの言葉がないとか、閉店時間に近づくとスタッフが片付けを始め早く帰るように急かされているように感じたりとか、気分が良くないっていう声もいただいております。接客に関して指導できる人を来ていただいて、接客について指導がきちんとできて、スタッフの接客技術が向上するよう努めることも大切だと思います。さらにかつては大型バスで大勢の人を連れて来場したこともあったと聞きます。最近ではそのような団体も拒否したと聞いておりますが、今後もそのような方針は変わらないのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

接客業の人材育成は欠かせない要件だと思っております。過去には外部講師を招いて接遇研修を行った経緯もございますので、そうしたことに取り組み、接客対応の向上は大切なことと思っております。日々改善すべきことは、お客様やスタッフなどから提案いただきまして、お客様を不愉快にすることのないように改善をお願いしていきます。大型バスの乗り入れる観光客の受け入れにつきましては、今後インバウンド等による需要は計り知れないので、団体客の受け入れは率先して行っていけるよう、温泉にも話していきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。8 番いきます。町民に開かれた経営を行い、外部からの意見を取り入れて改革できる体制は可能か伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

町民の皆様には大変ご心配いただいている部分ではありますので、株式会社とうえいの経営の透明性を図るとともに、入浴者や施設利用者、そしてスタッフからの意見を積極的に取り入れ、早め早めの対応で施設維持に努めていきたいと思っております。また、設備の故障

による臨時休業が多い中で、町民の皆様のご理解を得るためにも現在どのような修繕を行っているのか、営業継続のためにどのようなことに取り組んでいるかなどといった情報発信を行い、普段の営業も透明性を図りたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。9 番、町外の人たちへの広報活動や入湯者を増やすための企画等諸々の課題に対して戦略的な役割を担うメンバーを外部から募り、スタッフとともに定期的な運営委員会を行うことは可能か伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

外部の力を借りることも大事かと思っておりますので、現在働いている従業員などのとうえい温泉に対する思いを聞き取りまして、従業員、パート職員、役場が一体となって、検討できる体制を整えた上で検討していければと思います。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問ですが、募集してもなかなかスタッフが集まらないと聞いております。従業員やパートの方の給料は、能力働き方などによって適切に支払うべきだと思っております。また温泉で働きたいと思える雰囲気や、またその中のスタッフからも意見を聞いて、風通しの良い職場作りをしていただきたいと思っております。次、10 番いきます。のき山学校は、町内外の多様な人に交わり、学び、癒しの場を提供する体験交流拠点という運営コンセプトでもありますが、のき山学校と連携していく考えはないのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

観光の拠点としての役割を果たすとうえい温泉がのき山学校を初めとする交流施設と連携することについては、大きな意義があると考えます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

この同じ町の施設ですので、お互いの相手の施設の集客アップに繋がるよう連携をして
いってほしいと思っております。11 番なんですが、建設課長にお伺いしたいと思います。
国道 473 号の新橋信号からとうえい温泉までの道路が狭いため、安全に通行するため、拡
幅整備をすることはできないのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

道路の拡幅とのことですが、国道 473 号は愛知県が管理しており、新橋から温泉ま
では幅員が狭く通学路になっていることもありまして、対応を要望してきましたけども、
現在は歩行者の安全を守るため、グリーン帯を設置することにとどまっています。全線の
拡幅は難しいと伺っておりますけれども、今後はもっとアリランのところの横の
方に退避所の計画をしています。現在は用地事務が一部完了していると聞いております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

交通量が多いと思います。また、児童の通学路にもなっているため道路が狭いと安全な
地域の方の車の通行ができません。さらに大型バスや町外からの都合の知らない来訪者を
通行する際も危険が伴いますので、引き続き道路拡張に向けて計画を進めていっていただ
きたいと思っております。次にふるさと納税について話させていただきます。昨年度、長
野県の根羽村へ議員研修に伺いました。根羽村の人口は、東栄町の約 3 分の 1 の約 880 人
ですが、2022 年度のふるさと納税額は 4 億円を超えております。逆に東栄町は 1,000 万円
弱です。人口の多い少ないは、ふるさと納税額には関係ないことが根羽村の例からわかる
と思います。何とか自主財源を増加するために東栄町でも、このふるさと納税の制度を活
用できないか真剣に考えなければならないと思っております。根羽村のふるさと納税額
は、2016 年までは約 100 万円まで下がり、2017 年度からは一気に 2,000 万円近くにな
り、その後増加し、今は 4 億円となっております。これは根羽村がネバーランドという道
の駅を含めて、ふるさと納税の推進を民間の企業に業務委託したためとのこと。それ
を踏まえて質問させていただきます。1 番、今までふるさと納税額のホームページ等に記
載されておりますが、確認のために納税額の推移について伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

お答えさせていただきます。これまでのふるさと納税の納税額につきましては、平成 20 年度 6 件 73 万 6,000 円、21 年度 4 件 23 万 8,000 円、22 年度 3 件 12 万 4,000 円、23 年度 7 件 84 万 4,000 円、24 年度 6 件 43 万 4,000 円、25 年度 11 件 74 万 6,000 円。26 年度 8 件 20 万 6,000 円。27 年度 12 件 44 万 5,000 円。28 年度 40 件 266 万 2,600 円。29 年度 292 件 806 万 8,000 円。30 年度 391 件 1,011 万 1,000 円。令和元年度 314 件 745 万円。2 年度 283 件 642 万 4,000 円。3 年度 381 件 747 万円。4 年度 275 件 520 万 8,000 円。5 年度 247 件 495 万 2,000 円となっております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

ありがとうございました。その納税額を増やすためについてということなのですが、昨年度よりふるさと寄附金推進業務を経済課の事業として行くと前年度の 9 月の議会で聞いておりますが、その効果について伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

まだ十分な成果を出されていない状態ですが、他市町村の取り組みを参考にしたり、東栄町観光まちづくり協会などと知恵を出し合いながら東栄町らしさをアピールできたらと考えております。商品開発に関しましては、キーマンとなる東栄町観光まちづくり協会には町内事業者同士の繋がりを武器にハブとなって新たな組み組み合わせや新商品に向けた企画作りを提案実行できるよう、しっかりサポートしていきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問です。町まちづくり協会は現在 5 名が在籍しておると思いますが、ふるさと納税の業務をまち作り協会がこの少人数でやれるのかがちょっと心配です。いろいろと業務があるということなのですが、専門でふるさと納税の業務をする人を専用に採用することは可能か伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

人材確保がなかなか難しい中なんです、限られた人数の中で東栄町観光まちづくり協会と一緒にしまして、ふるさと納税の返礼品になりうる商品の開発ですとか発掘を行っていきたいと考えております。また、他の市町村ではキーマンを招いて成功している例もございますので、参考にして取り組んでいきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。3 番、返礼品についてなんですが、最近は体験がキーワードになっておりまして、例えばフェスティバルの花まつりだとかのそこでの体験だとか東栄町ならではの商品、体験を売りにしたものができないのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

他自治体では、体験を返礼品として取り扱っている例もございます。また、花まつりをはじめとする東栄町の民俗芸能などは町外の方からも大きな関心を寄せられております。こうしたものを商品化できるよう検討していきたいと考えています。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

品物だけではなく、こういった無形のもの、体験も商品になると思っておりますので、積極的に事業をしている人に商品開発してもらえるよう、これは再質問なんですけど、働きかけていただくことは可能かどうか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

商品開発は物だけでなく体験も必要だと思います。幸い東栄町には体験できるコンテンツがたくさんございますので、その事業者に働きかけ提供いただけるよう努めていきたいと思っています。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。あとの納税者への感謝を、利用する目的のためにふるさと納税による税収が何にどこにどういうふうに使われたっていうのがホームページなどを見ると、文章では記載されておるんですが、もっと具体的に写真付きでだとか、こういうふうに使われましたっていうのを開示してもらった方がいいと思うんですが、そういったことは可能かどうか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

いただいた寄付金につきましては、支え合う健康福祉のまちづくり、豊かな文化と心を育むまちづくり、安全安心に暮らせるまちづくり、環境と暮らすまちづくり、活力あるまちづくり、定住交流を支えるまちづくり、協働によるまちづくり、これら7つの分野のまちづくり事業に活用をさせていただいておりますけども、実際に細かく寄付金を事業に充てているわけではないので現段階では具体的に開示することは難しいかと思っておりますけども、議員指摘の通りそういった工夫も必要ではないかと思っております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

やはり東栄町でこのふるさと納税してもらえるっていうのは、やっぱり東栄町のファンの方もいらっしゃると思うし、頑張ってほしいなっていう納税者もいると思います。なのでやっぱりそういった納税者に満足感を持ってもらって、やった感があるというんですかね、そういった形があるとなおさら、こういうのはリピーターと言わないかもしれないですけども、また継続してやっていただけることになるんじゃないのかなと思っていますので、ぜひお願いしていきたいなと思っております。次、5番目なんですが、あんまり詳しくなかったんですが、企業版ふるさと納税というものがあると思うんですが、どのようにPRしているのか、またこれはどのようなものか、ちょっと伺いたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

企業版ふるさと納税につきましては、国が認定した地域再生計画に位置づけられている地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に、その企業の法人関係税が税額控除する仕組みとなっております。寄付額については 100 万円以上となっております。企業版ふるさと納税の P R ですが、町としては特に現在 P R はしていませんが、財源確保の手段として今後活用に向けて検討していきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

少しでもそういう制度があるのであるならば、やはり企業版ふるさと納税についてもやはり東栄町へ納税していただけるよう魅力ある告知が必要だと思っております。一気に根羽村のようにはいかないと思っております。少しずつやることはやるようにしてうまく活用して、少しでも東栄町の自主財源がアップできるようやっていってほしいと願っております。最後になりますが、財源をどこに何に使うという部分もやっぱり大事なんですが、やはり町の自主財源の比率をどうしたら上げられるかを考え、工夫し、今ある施設、今ある制度を最大限に生かしてほしいと強く望んでおります。以上で終わります。

議長（加藤彰男君）

以上で 4 番、櫻井孝憲議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終了いたします。傍聴の皆様にも傍聴ありがとうございました。次回は会期日程に基づき、来週 11 日火曜日午前 10 時より常任委員会を行います。本日はこれにて散会いたします。